

第 9 期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 策定に向けた進ちょく状況調査票

評価基準

取組状況	
A	想定通り実施
B	概ね想定通り実施
C	実施にあたり課題があった
D	実施できなかった

成果					
A	施策推進につながった	C-1	あまり施策推進につながらなかった (別施策の推進に貢献)	D-1	実施が十分にできなかったが、 効果があると考えられる
B	概ね施策推進につながった	C-2	あまり施策推進につながらなかった (効果がそもそもなかった)	D-2	実施が十分にできなかった、 かつ、見直しが必要な状況

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第1節 健康保持と健康寿命の延伸 / 基本施策 第1項 健康管理の継続支援と生活習慣病の予防											
1	健康教育	健康課 高齢者支援課		生活習慣病の予防や健康に関して正しい知識の普及を図り健康の保持増進を図るよう支援します。	生活習慣病などの講座を年5回実施(健康課)	新型コロナ感染拡大防止の対策を行いながら実施した	B	生活習慣病の予防や健康に関して支援した	B	全年齢対象の教育である	必要時、高齢者に応じた知識の普及を図る
2	健康相談	健康課		健康センター、中央図書館等で心身の健康に関する相談を実施し、対象者に応じた健康管理のための指導や助言を行います。	中央図書館で健康相談11回、栄養相談11回	新型コロナ感染拡大防止の対策を行いながら実施した	B	心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行った。	B	個性が高い	必要時、関係機関と連携し支援する
3	データヘルス計画にもとづいた保健事業【拡充】	保険年金課 健康課		特定健康診査の結果やレセプトデータの分析にもとづき、生活習慣病の重症化の予防や、異常値を放置している者への受診勧奨などを行います。 (糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業、各種講演会等)	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症重症化予防事業は、青梅市医師会、西多摩医師会と連携し、対象の基準の構築と対象者の抽出を行い保健指導を実施した。また、以前に保健指導を実施した方を対象に、フォローアップ事業を実施した。 ・その他の保健事業を推進するとともに、青梅市医師会および西多摩医師会等との連携・協力体制の強化に努めた。 ・特定健康診査受診者で、eGFR50未満または尿タンパク+以上の947人の方に対し慢性腎臓病(CKD)再検査通知を送付した。また、糖尿病予防に関して、HbA1c6.2~6.4%の方387人、脳梗塞予防に関して、不整脈の既往のある方104人に対し、パンフレットの送付を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加人数については横ばい状況だが、毎年、継続的に事業が実施できているため ・新型コロナ感染防止のため、講演会の代わりにパンフレット送付としました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は10人の申し込みとなり、中途辞退者を除き、8人に対して保健指導を実施した。また、以前に保健指導を実施した方を対象に、令和3年度から実施しているフォローアップ事業については、対象者17人のうち14人に対してフォローアップ事業を実施し、重症化予防に貢献した。 ・特定健康診査受診結果から抽出し、個別通知を行うことで受診勧奨や予防について必要な情報を周知できた。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の増加および年齢による支援の断絶が今後の課題 ・通知後、翌年にどのように個人が取り組み、改善しているか評価が難しいこと。 ・新型コロナ流行前は、講演会を開催し対面で状況を把握することができたが、R2以降は新型コロナ感染拡大防止のため、対面で講演会を開催できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅市医師会および西多摩医師会等との連携・協力体制のさらなる強化および高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施とも連携し75歳の年齢による切れ目のない支援を目指す。 ・状況で講演会を行い、対面で実施する。
4	特定健康診査	健康課 保険年金課		「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、40歳から74歳までの市国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行います。	実施期間：令和4年6月～11月 対象者数：23,799人 受診者数：11,613人 受診率：48.8% 前年度の受診率を1.2ポイント減少した。	対象者への受診券の送付、広報、行政メール、ホームページの掲載、実施医療機関や薬局、市施設、郵便局等でのポスター掲示、多摩ケーブルテレビ、ツイッター等で周知に努めた。	B	メタボリックシンドロームに着目した健診を実施し、生活習慣病になる恐れのある高い人に対し保健指導を行い、生活習慣を改善できるように助言し、重症化の予防に努めた。	B	受診率の低下	受診勧奨を行い、生活習慣病予防に努め、健康寿命の延伸と医療費の削減に努める。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第1節 健康保持と健康寿命の延伸 / 基本施策 第1項 健康管理の継続支援と生活習慣病の予防											
5	特定保健指導	健康課 保険年金課		特定健康診査の分析結果により、メタボリックシンドローム等の該当者や予備群を対象に、特定保健指導を行い、対象者が健診結果を理解し、生活習慣の改善および健康の自己管理ができるよう支援します。	実施期間：令和4年9月～令和5年3月 対象者数：1,225人 利用者数：262人 利用率：21.4% 令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web面談を取り入れた結果、令和4年度は3名の利用があった。	特定保健指導の利用勧奨を実施	B	電話や通知による利用勧奨	B	利用率の向上	メタボリックシンドロームを改善するために、継続した利用勧奨を実施する。
6	成人歯科検診	健康課		「健康増進法」にもとづき、65歳・70歳の市民を対象に歯科検診を行い、生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進を図ります。	実施期間：令和4年9月～令和4年11月 対象者数：3,621人 受診者数：75人 受診率：2.1% 昨年度より、0.5%受診率が低下した。	コロナ禍でも、継続して、事業の実施ができた。	B	健康増進法に基づき対象者全員に、勧奨ハガキを郵送した。また、ポスター・チラシによる啓発およびLINEでの周知を2回行った。	B	・万年の低受診率。 ・がん検診と比較して興味が高い。	受診率の低い若年層に向けた勧奨ハガキの郵送を厚く行う。
7	後期高齢者医療健康診査【拡充】	健康課 保険年金課		「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に健康診査を行い、高齢者の生活習慣病の早期発見および健康の維持と増進を図ります。	実施期間：令和4年6月～11月 対象者数：18,879人 受診者数：10,580人 受診率：56.0% 前年度より、1.3%受診率が減少した。	対象者への受診券の送付、広報、行政メール、ホームページの掲載、実施医療機関や薬局、市施設、郵便局等でのポスター掲示、多摩ケーブルテレビ、ツイッター等で周知に努めた。	B	高齢者の健康の維持と増進、医療費の増加抑制に努め、目標値の55%を上回った。	B	受診率の低下	継続して受診勧奨、周知を行う。
8	後期高齢者歯科健康診査	健康課 保険年金課		「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に歯科健康診査を行い口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の後期高齢者に多くみられる疾病の予防を図ります。	実施期間：令和4年9月～11月 対象者数：19,710人 受診者数：452人 受診率：2.3% 東京都後期高齢者医療広域連合健康診査・歯科健康診査推進計画の目標受診率が2.0%なので、目標を0.3ポイント上回った。	歯科医療機関や特定健診実施医療機関、薬局、金融機関、郵便局、スーパー等にポスターを掲示し、またケーブルネットワークで受診勧奨の放映をした。	B	歯・歯肉の状態、口腔内の衛生状態を確認し、口腔機能の低下維持の恐れがある高齢者をスクリーニングし、口腔機能の維持、向上、全身疾患の予防に努めた。	B	受診率の維持、向上	継続して受診勧奨、周知を行う。

事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第1節 健康保持と健康寿命の延伸 / 基本施策 第1項 健康管理の継続支援と生活習慣病の予防										
9	がん等の 検診事業 【拡充】	健康課	胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの早期発見を目的に、各種がん検診を行います。また、骨密度検診を実施し、骨粗しょう症予防の啓発に努めます。	各種がん検診を実施した。 胃がん検診(35歳以上)：1,712人 肺がん検診(40歳以上)：2,164人 大腸がん検診(40歳以上)：〇人 乳がん検診(40歳以上)：2,263人 子宮頸がん検診(20歳以上)：2,081人 骨密度検診(18歳以上)：1,733人	概ね予定どおり実施したものである。	B	各種がんの早期発見等に一定の効果を上げたものである。	B	受診率のさらなる向上	国の推奨するがん検診について、受診率の向上を図る

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第1節 健康保持と健康寿命の延伸 / 基本施策 第2項 健康体操の推進											
10	のびのび 体操教室	スポーツ推進 課		65歳以上の方を対象に 軽度なリズム体操、筋力 トレーニングを行います。	指定管理者にて継続実施 延べ回数：45回 延べ参加人数：2197人	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった教室もあったが、感染対策を実施しながら、概ね実施することができた。	B	音楽にあわせて体を動かす楽しさから、健康増進へと繋げることができた。	B	新型コロナウイルス感染症の流行（対策）に伴う参加率が減があったため、流行以前の水準となるようにする。	継続実施。周知方法の改善・拡充。
11	登録制ヨ ガ教室 【新規】	スポーツ推進 課		参加者が目的に合わせて 選べる複数種類のヨガ 教室を実施します。	指定管理者にて実施 ・パワーヨガ 延べ回数：47回 延べ参加人数：537人 ・骨盤調整ヨガ 延べ回数：47回 延べ参加人数：537人 ・リラックスヨガ 延べ回数：46回 延べ参加人数：794人 ・アクティブヨガ 延べ回数：46回 延べ参加人数：348人	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった教室もあったが、感染対策を実施しながら、概ね実施することができた。	B	ヨガを通して、全身を心地よくストレッチすることで、リラックスを亢進することができた。	B	パワーヨガの参加者を増やす。（他のヨガに比べ名称からかレベルが高いイメージがあるので、内容やネーミングを検討も必要）	継続実施。周知方法の改善・拡充。
12	ゆめうめ 体操（仮 称）【新 規】	高齢者支援課 健康課 スポーツ推進 課		子どもから高齢者ま で、全世代を対象とした 青梅市オリジナル体操を 作成し、各種イベントで の実演を通じて周知を図 ります。	・住友金属鉱山アリーナ青梅のデ ジタルサイネージにおいて、体操 啓発動画を放映したほか、ゆめう め体操推進員連絡会議を開催し、 体操の周知方法等について検討を 行った。 ・検診時や教室等の際にDVD放映 や体操を実施した。（健康課）	・令和4年3月12日に市 公式YouTubeチャンネル でゆめうめ体操の動画 を公開したほか、庁内 に推進員を置き周知方 法について検討した。 ・実施、放映し周知を 図った。（健康課）	B	・新たにゆめうめ体操 を作成することで、体 操の普及・啓発を促進 した。 ・周知を図った（健康 課）	B	・今後、市民に対しど のように普及・啓発を 行っていくかが課題と なっている。 ・教室の対象者64歳以 下の方には運動強度が 低く関心が低い（健康 課）	・拡充 ・強度を高めて実践指 導する
13	いきいき 健康体操 教室【新 規】	スポーツ推進 課 高齢者支援課 健康課		幅広い年齢層を対象と した健康体操教室を市内 11か所の市民センターで 実施し、健康の維持と増 進に努めます。	・10月～3月まで各市民センター 計66回、参加者数（延べ）計612 人 65歳以上80%（健康課）	参加者の健康面を配慮 し、会場や内容を検討 し実施	B	運動実践指導を行い、 健康保持・増進に寄与 した	B	参加者の年齢層が若年 ～中年層がおらず、偏 りが生じている。	内容の検討

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第1節 健康保持と健康寿命の延伸 / 基本施策 第3項 介護予防の推進											
14	介護予防運動等の普及・啓発	高齢者支援課		青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民が主体的に体操等を通じて介護予防や健康づくりに取り組むことを目指します。	市内の教室や講座で梅っこ体操をはじめ介護予防の運動や知識の普及啓発を行った。 教室：12回	介護予防教室や講座の中で介護予防の普及啓発を行いながら、梅っこ体操を実施して健康づくりに取り組んだ。	B	梅っこ体操をはじめとした運動を実践してもらうことで市民が主体的に取り組める健康づくりを促進した。	B	教室を開催できていない地域もあるため、そういった地域にも教室を開催していく必要がある。	現状維持
15	フレイル予防に関する普及・啓発	高齢者支援課 健康課		健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	・運動教室（ヘルスアップ教室64歳以下 16回）を実施した。 介護予防教室でフレイル予防に関する講義や運動を行った他、介護予防やフレイル予防に関する内容を盛り込んだ「介護予防だより2」を作成し、介護予防教室や通いの場、窓口などで配布することで、多くの市民へフレイル予防の重要性について周知を行った。 ・介護予防教室 24回、延べ434人 ・高齢者支援課作成のリーフレット配架（健康課） ・健康相談にて、対象者にはフレイル予防を指導した（健康課）。	・介護予防教室や出前講座などでフレイル予防を行った他、介護予防だよりをはじめとしたフレイル予防の冊子を市民に配布することでフレイル予防の普及啓発を行った。 ・情報提供を実施	B	・健康運動指導士の他、理学療法士、歯科衛生士、栄養士など各専門職を講師にすることで多角的にフレイル予防を行うことができた。 ・普及啓発を図った	B	・教室の内容が重複することがあったため、新しい題材や時代に合ったテーマづくりが今後は必要となる。 ・対象者が少ない（健康課）	・現状維持 ・内容の検討
16	元気に♪楽しく♪梅っこ体操	高齢者支援課 スポーツ推進課		本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。	介護予防教室や通いの場、出前講座で梅っこ体操の実施やパンフレットの配布を行い、普及啓発を行った。 ・介護予防教室6回 ・通いの場4回 ・出前講座2回	市内のイベントや介護予防教室や講座などで梅っこ体操を市民の前で実践して普及啓発を行った。	B	広報以外でも実地で市民の前で梅っこ体操を実施することで、体操の普及啓発に繋がった。	B	自宅から外に出られない方に向けての普及啓発をしていく必要がある。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第1節 健康保持と健康寿命の延伸 / 基本施策 第3項 介護予防の推進											
17	高齢者の 保健事業 と介護予 防の一体 的な実施 【新規】	高齢者支援課 保険年金課 健康課		<p>KDB（国保データベース）システムを活用し、地域の高齢者の健康課題の把握や、庁内外関係者間および医療関係団体等の連携を深め、事業の企画・調整・分析等を行い事業の基本的な方針を作成します。</p> <p>この方針にもとづき、高齢者への個別的支援（ハイリスクアプローチ）および通いの場での積極的関与（ポピュレーションアプローチ）による支援を行います。</p>	<p>高齢者支援課、保険年金課、健康課の三部署で打ち合わせを行い、どのような体制で実施することが望ましいか話し合った。また、先進事例として日野市役所を視察し、実際の業務を確認したうえで青梅市ではどのような取組が可能か協議した。</p>	<p>医療専門職に対し一定の認識の共有ができ、実施内容についての具体化に向けた協力体制を作ることができた。</p>	B	<p>関係部署が多岐にわたる中で一体的実施に向けた実務者の認識の共有、関係部署所属長との認識の共有を経て令和6年度の本格的実施に向けての下地作りができた。</p>	B	<p>実施内容の具体化、体制の整備</p>	<p>令和6年度中に本格実施する。医療専門職を配置しながらポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチを実施する。なお、ポピュレーションアプローチについては3圏域で実施する。</p>

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第2節 はつらつと暮らすための総合的支援 / 基本施策 第1項 地域で活動する団体への支援											
18	高齢者クラブへの支援	高齢者支援課		高齢者の仲間づくり、生きがいつくりのために、継続して高齢者クラブへの支援を行います。	高齢者クラブ連合会および各単位クラブへ補助金を交付し、活動の支援を行った。 ・単位クラブ クラブ数：49クラブ 会員数：4,422人 補助金額：16,310千円 ・連合会 補助金額：771千円	健康増進、ボランティア活動、クラブ活動等への支援を実施した。	B	健康増進、ボランティア活動、クラブ活動等に対して補助金を交付することにより、連合会および各単位クラブの活動を支援した。	B	会員の高齢化に伴う役員の担い手不足などにより、クラブ数や会員数が減少傾向である。	現状維持
19	自主グループ活動への支援	社会教育課		自主グループをホームページ等に掲載するなど、情報提供を行います。	生涯学習サークルとして登録している自主グループをホームページに掲載し周知した。 文化系：83団体 体育系：28団体 合 計：111団体	ホームページ掲載等を通じて情報提供を行い自主グループ活動の支援することができた。	B	ホームページ掲載等を通じて情報提供を行い自主グループ活動の支援をすることで、施策推進に貢献した。	B	より多くの市民に知って活用してもらえよう、サークル紹介のホームページの知名度を上げる必要がある。	今後も同様に周知していきたい。
20	スポーツクラブの活用	スポーツ推進課		地域における住民意識や連帯感の高揚、世代間の交流、高齢社会への対応を目的に、スポーツクラブを活用します。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、取組を行わなかった。	新型コロナウイルス感染症の影響から、取り組みができなかった。	D	総合型地域スポーツクラブの2クラブは現在休止のため、施策推進に貢献できなかった。	D-1	総合型地域スポーツクラブの2団体が休止中であり、現在活用できない状況にある。	地域スポーツクラブ活動を再開し、自立して運営できるよう支援していくとともに活性化を図っていく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第2節 はつらつと暮らすための総合的支援 / 基本施策 第2項 生きがいくくりと交流機会の促進											
21	シルバー マスター事業	高齢者支援課		優れた技能・知識・経験を有する高齢者をシルバーマスターとして認定・登録し、市民の学習活動等における講師や指導者として推薦しています。活動を通じて、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	シルバーマスターを公募した結果、2名の新規認定者があった。昨年度から開設した地域サロンにおいて10名のマスターに技能を披露する機会を創出することができた。	地域サロンにおけるイベントの開催を通じて、事業の周知とマスターの活用を行った。	B	イベントに参加することによって、マスターの生きがいくくりに貢献した。	B	今後、マスターに対しどのように活躍の幅を広げていくかが課題となっている。	拡充
22	地域サロンの開設 【新規】	高齢者支援課		地域における高齢者の集いの場・交流の場として、自治会館で地域サロンを開設し、定期的に交流のためのイベントを行います。	市内4か所の自治会館において開設した。 ・小曾木3丁目自治会館…21回実施(2回/月) ※3.31終了 ・二俣尾4丁目自治会館…50回実施(4回/月) ・河辺6丁目自治会館…47回実施(4回/月) ・下長淵第二第四自治会館…9回実施(2回/月) ※10.15開始	定期的にシルバーマスターによるイベントや介護予防教室等を実施した。	B	市広報やチラシ等で周知することで、市民の交流機会を促進した。	B	今後、市民に対しどのように周知を行い、利用を促進していくかが課題となっている。またイベントに関しては、マスターや介護予防教室以外のイベントが多いため、他に活用できないか調査する必要がある。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第2節 はつらつと暮らすための総合的支援 / 基本施策 第2項 生きがいつくりと交流機会の促進											
23	介護ボランティアの推進【新規】	高齢者支援課		高齢者が、介護施設等でのボランティア活動を通じて、生きがいや社会参加の機会を得られるよう、介護ボランティアを推進します。	既に事業を実施している自治体の制度内容や運用方法を調査し、厚労省による制度導入・運用の手引きを参考に青梅市での介護ボランティア制度の素案を作成した。	新たに介護ボランティア制度を設けるため、素案を作成した。	C	他自治体の事例について情報収集・調査分析することで、関連知識の拡充につながった。	D-1	今後、どのように青梅市に適した制度設計・運用を行っていくか課題である。	拡充
24	温泉保養施設利用助成事業	高齢者支援課		市が指定した温泉保養施設を利用する高齢者に利用料の一部を助成し、健康な生活を支援します。	高齢者の健やかな生活を図るため高齢者温泉保養施設の利用助成を実施した。 宿泊助成(1泊3,000円・年度内4泊) 発行人数： 664人 延利用数： 698泊 日帰り(1日300円・年度内12回) 発行人数： 3,191人 延利用数： 15,950日	市の広報で温泉保養施設利用助成事業に関する情報の掲載や電子申請での受付を開始した。	B	事業内容を市の広報に掲載することで、市民への普及を行った。また、R3年度より電子申請を導入することで助成券の申請を行いやすくした。	B	今後、市民に対し電子申請をどのように普及していくかが課題となっている。	拡充
25	生涯学習情報の提供	社会教育課		様々な生涯学習の機会を提供できるよう、「生涯学習だより」を発行するほか、生涯学習情報をホームページに掲載し、自主的な学習機会の確保を図ります。	各種教室・講座・イベントなどを紹介する情報紙「生涯学習だより」を年4回、各1,200部発行するとともに、ホームページに掲載した。	生涯学習だよりの定期的な発行、ホームページの掲載を行うことができたため。	B	生涯学習だよりの定期的な発行、ホームページの掲載を行うことで自主的な学習機会を確保でき施策推進に貢献した。	B	より多くの市民に生涯学習だよりの情報が届くように工夫する必要がある。	今後も同様に情報を発信していきたい。
26	生涯学習の充実	社会教育課		高齢者が参加しやすい学習環境を整備します。高齢者が学習の機会を自由に選択し、様々な知識や技術を習得することができるよう生涯学習の充実を図ります。	高齢者が参加しやすい講座を4講座企画した。 ・ネットたまごセンターあそびば フォークギター講座(全9回) 延べ受講者数：134人 ・筆を持ってみませんか(全3回) 延べ受講者数：58人 ・「作業療法学生による認知症予防講座」(全5回) 延べ受講者数：83人 ・ピラティス～呼吸法と共に体幹を鍛える～ 延べ受講者数：58人	コロナ対策を行いながらできる限りの講座を実施することができた。	B	高齢者が参加しやすい講座を実施することで、生涯学習の充実を図ることができ施策推進に貢献した。	B	高齢者のニーズを常にとらえて、より多くの市民が参加してもらえる企画を立案する必要がある。	今後も様々な講座を開催していきたい。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第2節 はつらつと暮らすための総合的支援 / 基本施策 第2項 生きがいくりと交流機会の促進											
27	高齢者の 生きがいく づくり	社会教育課		自分の持ち味を出発点 に、仲間、まち、他地域 へとかかわりの輪を広 げ、多くの交流の中か ら、地縁活動と地域交流 について学ぶ講座を開催 します。	『青梅まちづくり工房～ひとそだ ちコース～』の卒業生有志で、前 年同様生涯学習フェスティバル～ 釜の淵新緑祭2022～および青梅塾 アートフェスを予定していたが、 コロナウィルスの影響で新緑祭1 組、青梅宿アートフェスは参加を 見合わせた。	参加人数は減らしつつ も取り組みを行うこと ができた。	C	取組みを通じて仲間、 まち、地域へとかかわ りの輪を広げることが でき施策推進に貢献し た。	D-1	講座卒業生の高齢化が あり、活動できる方が 減少している。	新たな取り組みを検討 していきたい。
28	ウォーキ ングフェ スタの開 催	スポーツ推進 課		いつでも、どこでも、 手軽にできるウォーキン グの普及に努めます。正 しい理解のもと、高齢者 の体力増進、健康維持を 図ります。	第18回ウォーキングフェスタを 開催したが、雨天のため中止と なった。	雨天により中止になっ た年もあったが、概ね 予定通り実施した。	B	イベントの開催を通じ て、ウォーキングの普 及・促進を行うことが できた。 特に高齢の参加者が多 く、体力増進、健康維 持に貢献するとともに、 交流機会の促進に 繋がった。	B	・イベント参加後も、 それぞれのライフスタ イルに合わせて無理な くウォーキングを続け てもらおう工夫や仕組 みが必要	・ウォーキングに関す る各種情報発信を並行 して行う等、さらに効 果的な取り組みを行っ ていく。
29	スポーツ 施設・レ クリエー ション施 設の充実	スポーツ推進 課		高齢者と様々な世代の 市民が、共に利用できる スポーツ施設、レクリ エーション施設の充実を 図ります。	青梅スタジアムのテニスコート をクレーから砂入り人工芝コートへ 改修し、また面数も3面から5面 へ増設した。 また、総合体育館第1スポーツ ホール床を光触媒塗装を行い、施 設の感染症対策の充実を図った。	施設の改修や修繕を実 施し、施設の充実が図 られた。	B	運動広場等の身近な場 所でスポーツ(ゲート ボールやファミリーゴ ルフ等)ができる環境構 築を行うことで、高齢 者のスポーツ・交流機 会の促進に繋がった。	B	施設や設備の老朽化に 対応(修繕・更新な ど)	施設や設備の老朽化に 伴い、施設の廃止や修 繕等の計画を図りなが ら施設の充実を図り、 高齢者のスポーツ・交 流機会の促進に貢献す る。
30	健康セン ター事業	健康課		市民の健康づくりを推 進するため、健康診査、 健康相談、予防接種等 の保健サービスを総合的 に行っていきます。	中央図書館で健康相談11回、栄養 相談11回の健康相談を行ったほ か、各種保健サービスを総合的に 推進した。	概ね予定通り実施され た。	B	市民に施すべき保健 サービスを着実に実施 した。	B	個人の健康事情に応じ たサービスのより一層 の提供	個人へのアプローチの 模索
31	協働によ るまちづ くり	市民活動推進 課		優れた技能・知識・経 験を有する高齢者を中心 とした市民活動団体との 協働事業を推進し、高齢 者の積極的な社会参加と 能力活用の促進を図りま す。	市民活動の活性化を目指し、年齢 層を問わずボランティア活動に興 味がある市民等を対象にした「ふ みだそう！ボランティア活動の第 一步」講座を開催した。 市民提案協働事業により市民活動 団体との協働事業を推進した。	市民活動団体との協働 事業については市民提 案協働事業を中心に推 進が図れたと判断す る。	B	ボランティア活動への 参加により生きがいく りと交流機会の促進 に貢献するものと判断 する。	B	当課が実施しているの は、あくまでも全体的 な市民活動の支援およ び推進に関するること であるため、高齢者保 健福祉計画に即した促 進が図れたと言えるか は課題である。	今後も全体的な市民活 動団体への支援は当課 において継続するが、 当事業内容の促進は高 齢者支援担当課による ものとする。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第2節 はつらつと暮らすための総合的支援 / 基本施策 第2項 生きがいくりと交流機会の促進											
32	都市公園等における健康遊具整備事業	公園緑地課		高齢者と様々な世代の市民が、共に利用できる公園施設の充実を図ります。	若者から子育て世代、高齢者までが健康や体力の保持増進を図ることを目的に、都市公園等に設置している健康遊具について、利用者が安心して使用できるよう、定期的に巡視、点検し、安全管理に努めた。	年1回の専門業者による遊具点検と清掃業者による故障状況などの報告、迅速な修繕作業によるメンテナンス体制を構築し、安全にご利用頂けるように努めた。	B	高齢者と様々な世代の健康増進に貢献した。	B	高齢者の公園利用が多いことから、毎年の遊具更新の際は、地元の意見を取り入れた上で、健康遊具設置数の拡大を検討する必要があります。	引き続き、既存の遊具の安全管理に努めるとともに、健康遊具設置数の拡大を検討していきたい。
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第2節 はつらつと暮らすための総合的支援 / 基本施策 第3項 高齢者の就労支援											
33	シルバー人材センターの運営支援	高齢者支援課		高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。	シルバー人材センターに対し補助金を交付し、高齢者福祉の増進に寄与した。 運営費補助金 31,936千円 登録会員 1,082人 請負受託事業・派遣事業 受注件数 4,514件 契約金額 421,864千円 就業延人数 78,775人 就業率 73.0%	シルバー人材センターに対し補助金を交付し、高齢者福祉の増進に寄与した。 受託事業における令和4年度受注件数が、令和3年度と比し、44件の減となったが、契約金額は1,756千円の増加となった。	B	シルバー人材センターの育成を図り、高齢者の就労支援を行うことにより、老人福祉の増進に寄与することができた。	B	会員数の減少と傷害事故件数の増加など。	現状維持
34	ハローワークとの連携	高齢者支援課 商工観光課		ハローワークと連携し、働く意欲のある高齢者の就職を支援します。	ミドル・シニア向け再就職支援セミナーをハローワーク青梅と共催で実施し、面接の受け方、仕事の探し方等、就職に必要なセミナーを2回実施した。	高齢者向けのセミナーをハローワーク青梅と共催して行うことで、再就職を希望する高齢者の支援を行った。	B	セミナー後の感想でも役に立ったとの声も多く、再就職を希望するミドル・シニアへ貢献ができた。	B	説明会やセミナーの開催に際し、ニーズを的確に捉え時代に合った題材を提供すること。	働く意欲のある高齢者のニーズを的確に捉えたセミナー等の実施

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち / 施策方針 第2節 はつらつと暮らすための総合的支援 / 基本施策 第4項 高齢者を敬う機会の実施											
35	敬老金の贈呈	高齢者支援課		高齢者に敬意を表し、その長寿を祝うことを目的として、敬老金を贈呈します。	長寿をお祝いするため、令和4年中に100歳を迎えた方を対象に、9月15日の老人の日前後に敬老金を贈呈した。 贈呈金額 1人あたり30,000円 贈呈者数 33人	長寿のお祝いをするため、当該年度に100歳を迎えた方を対象に9月15日の老人の日前後に敬老金を贈呈した。	B	敬老金を贈呈することで、高齢者を敬う機会を創出した。	B	対象者が増加していくと直接敬老金を渡すことが困難になることが懸念される。	現状維持
36	敬老会の開催	高齢者支援課		開催方法や内容等について検討を行いつつ、高齢者に敬意を表し、その長寿を祝う敬老会を開催します。	75歳以上の方の長寿をお祝いし、敬老会を開催し、演芸等を実施した。 開催日 10月1日(土) 会場 総合体育館 参加者 2,208人	75歳以上の方の長寿をお祝いして、敬老会を開催し、演芸等を実施した。 (令和3年度はコロナにより中止。)	B	敬老会を開催することで、高齢者を敬う機会を創出した。	B	会場への参集手段や参加率など。	現状維持
37	高齢者憲章の制定	高齢者支援課		市民が高齢者を敬うとともに、高齢者が希望をもって安心して年齢を重ねていくことができる長寿社会の実現を目指すため、高齢者憲章を制定し、市民への周知活動を行います。	市内11市民センターに新たに高齢者憲章を設置した。	市制施行から70周年を迎えたことを記念して、令和3年10月23日に実施した市制施行70周年記念式典にて、青梅市高齢者憲章を制定した。	A	新たに青梅市高齢者憲章を制定することで、全市民に対し、高齢者への敬愛を持つ機会を増進した。	A	市民に対し継続的に周知していく。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち / 施策方針 第1節 福祉のまちづくりの推進 / 基本施策 第1項 公共建築物等のバリアフリー化の推進											
38	公共建築物等のバリアフリー化の促進	福祉総務課		高齢者や障害者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	東京都福祉のまちづくり条例の規定にもとづく特定都市施設の新設、改修に当たり、届出を受理し、施設のバリアフリー化を推進した。 届出受理件数3件 内訳 物品販売業1件 診療所2件	常時、福祉のまちづくり条例に関する相談等を受付けていた。	B	窓口等でチラシ、リーフレットを配布し、周知を行った。	B	バリアフリー化の推進および相談に対応できる職員の知識の向上を図る。	だれでも使いやすい施設となるように今後もバリアフリー化の推進とまちづくり条例の周知を行う。
基本目標 第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち / 施策方針 第1節 福祉のまちづくりの推進 / 基本施策 第2項 歩行者空間の整備と交通安全対策											
39	歩道の整備	土木課		幅員の狭い歩道の拡幅や段差の解消などの整備を行います。	都市計画道路3・5・5号線や3・5・24号線、幹29号線など歩道整備に向けた設計を行った。	都市計画道路や幹線道路などの歩道整備や整備に向けた準備を進めることができた。	B	歩道整備ができない狭い道路の拡幅改修の際もあわせて歩行空間を拡幅するなど、歩行者への安全を考慮し事業を遂行した。	B	安全かつ快適な道路環境に向けた計画的な整備を推進していく必要がある。	引き続き歩道の整備や歩行空間の拡幅を推進していく。
40	市道区画線等の整備	土木課		市道の区画線や文字表示などの新設や、薄くなった区画線等の再設置により歩行者と車両の通行区分を明確にし、交通安全対策を図ります。	地域、PTA、警察署等の要望や道路管理者のパトロールなどにより区画線等の新設、補修を行った。 ・区画線延長 9,740.5m ・路面標示の設置	自治会等からの要望にもとづいた区画線等の新設・補修を行い、地域の交通安全対策を図ることができた。	B	区画線の新設や路面標示の設置に当たっては、警察と協議し進めた。	B	安全かつ快適な道路環境に向けた計画的な整備を推進していく必要がある。	引き続き市道区画線等の整備を推進していく。
41	交通安全教育の実施	市民安全課		高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため中止	3か年ともコロナにより中止となったため	D	実施すれば効果はあると思われる	D-1	特になし	同様の実施方法で実施予定

事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち / 施策方針 第1節 福祉のまちづくりの推進 / 基本施策 第3項 権利擁護等の推進										
42	権利擁護事業	高齢者支援課 障がい者福祉課	基本目標3-1 施策3	地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、認知症など判断能力が十分でない高齢者に対して、成年後見制度の利用などを促進し、高齢者に対する権利擁護に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会等の関係機関と連携して、高齢者の権利侵害の防止に努めた。 令和4年度相談件数(地域包括支援センター3か所合計延べ件数) <ul style="list-style-type: none"> 虐待592件、成年後見90件、支援拒否3件、その他8件 青梅市障がい者サポートセンターにおいて障がい者虐待防止対策の一環として、障害者虐待防止講演会を実施した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターを中心に、関係機関等と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組んだ。また、認知症などにより判断能力が十分でない高齢者への成年後見制度の利用支援に取り組んだ。 青梅市障害者サポートセンター主催で事業者向け虐待防止講演会を本庁舎会議室において対面、ZOOM併用で開催した。参加者は合わせて42名だった。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の増加、独居・高齢者世帯の増加等、高齢者をとりまく問題も複合化している。高齢部門問わず、幅広く関係機関と連携し、総合的な支援体制の整備が課題。 虐待防止講演会について、チラシの配布やHP、メールで周知したが、参加者がやや低迷した。 	<ul style="list-style-type: none"> 拡充 周知方法を拡充する等より多くの事業者や市民に周知できるよう工夫する。
43	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	高齢者支援課	基本目標3-1 施策3	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を開催し、関係機関との連携を強化するとともに、高齢者虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を2回開催し、虐待対応状況の報告、事例検討等を行った。	B	虐待の予防と早期発見の取り組みを行うことで権利擁護等の推進を行った。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持

事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち / 施策方針 第1節 福祉のまちづくりの推進 / 基本施策 第3項 権利擁護等の推進										
44	成年後見 制度の活 用支援	福祉総務課	基本目標3－ 施策3	<p>社会福祉協議会による成年後見制度や相談窓口の周知、後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続き支援を実施）、成年後見制度推進機関運営委員会の開催、社会福祉協議会職員や市町村職員等に対する研修の受講を推進します。また、中核機関の体制整備や地域連携ネットワークの構築に取り組みます。</p> <p>成年後見制度の相談窓口については社会福祉協議会に委託している。社会福祉協議会では、チラシを作成し、包括支援センター、介護老人施設、金融機関に設置し、制度の周知に努めた。また、報酬費用の助成については、1件の申請に対して補助を行った。</p>	<p>青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。（契約件数20件）成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。（相談件数52件）福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。（相談件数5件）</p>	B	<p>青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。（契約件数20件）成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。（相談件数52件）福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。（相談件数5件）</p>	B	関係機関への周知	社会福祉協議会等の関係機関と連携し、事業の推進を図っていく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち / 施策方針 第1節 福祉のまちづくりの推進 / 基本施策 第3項 権利擁護等の推進											
45	成年後見 制度申立 事業	高齢者支援課 障がい者福祉 課 福祉総務課		関連部署と連携し、身寄りがない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判申立てを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 関連部署と連携して、成年後見制度の利用が必要な高齢者等について情報共有を行い、必要に応じて市長申立ての手続きを行った。 地域連携ネットワークの構築に取り組んだ。 障害を持つ高齢者等の法定後見の開始の申請・申立てについて、関連部署と連携して取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連部署と連携して、成年後見制度の利用が必要な高齢者等について情報共有を行い、必要に応じて市長申立ての手続きを行った。 関連部署と連携して、法定後見が必要な障害を持つ高齢者等の情報共有を行い、必要に応じて市長申立ての手続きを行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 市長申立を通じて、高齢者の権利擁護を図った。 身寄りがない高齢の障害者等の保護を図ることにつながった。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者における成年後見市長申立の件数は増加傾向であり、事務量も増加している。 障害者の高齢化など、複数の問題を抱える障害者等のニーズが多様化しており、関連部署とのより深い連携が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持 引き続き、関連部署と連携して情報共有を行い、市長申立ての手続きを行う。
基本目標 第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち / 施策方針 第2節 生活安全対策の強化 / 基本施策 第1項 緊急時の安全確保											
46	緊急通報 システム 事業	高齢者支援課		ひとり暮らし高齢者等が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったときに、無線発報器等で東京消防庁または民間受信センターに通報することにより、速やかな援助を行います。	<p>高齢者救急通報システム事業を運営することにより、高齢者の生活の安全を確保し、高齢者福祉の増進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防庁方式 設置世帯数 5世帯 利用人数 5人 協力員数 9人 民間方式 設置世帯数 44世帯 利用人数 44人 	<p>高齢者救急通報システム事業を運営することにより、高齢者の生活の安全を確保し、高齢者福祉の増進を図った。</p>	B	<p>高齢者救急通報システム事業を運営することにより、高齢者の緊急時の安全を確保し、生活安全対策の強化に繋がった。</p>	B	<p>申請数が少ないため、制度の周知が課題となっている。</p>	現状維持
47	火災安全 システム 事業	高齢者支援課		家庭内での火災による緊急事態に備えて、防災機器を給付または貸与するとともに、火災の発生時に火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報することで迅速な救助および消火活動を行います。	<p>高齢者住宅火災通報システム事業を運営することにより、高齢者の家庭内における火災等に迅速に対応できる体制をつくり、高齢者の生活の安全を図った。</p> <p>設置世帯数 6世帯</p>	<p>高齢者住宅火災通報システム事業を運営することにより、高齢者の家庭内における火災等に迅速に対応できる体制をつくり、高齢者の生活の安全を図った。</p>	B	<p>高齢者住宅火災システム事業を運営することにより、高齢者の緊急時の安全を確保し、生活安全対策の強化に繋がった。</p>	B	<p>申請数が少ないため、制度の周知が課題となっている。</p>	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち / 施策方針 第2節 生活安全対策の強化 / 基本施策 第2項 災害対策の推進											
48	家具転倒防止器具給付事業	高齢者支援課 防災課		家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	支給要件に該当する高齢者世帯に家具転倒防止器具等を支給し、取付けを行い、市民の震災対策を促進した。 支給高齢者世帯数：23世帯 (総支給世帯数：41)	家具転倒防止事業を運営することにより、支給要件に該当する高齢者世帯に家具転倒防止器具等を支給し、取付けを行い、市民の震災対策を促進した。	B	家具転倒防止事業を運営することにより、支給要件に該当する高齢者世帯に家具転倒防止器具等を支給し、取付けを行い、市民の震災対策を促進した。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持
49	高齢者向け防災情報の発信	高齢者支援課 防災課		高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知等の防災、災害に関する情報を発信します。	高齢者世帯へ配布している「高齢者の暮らしの手引き」に防災に関する記事を掲載し、周知に努めた。防災講演会や出前講座などにより、防災に関する情報発信を行った。	高齢者世帯へ配布している「高齢者の暮らしの手引き」に防災に関する記事を掲載し、周知に努めた。防災講演会や出前講座などにより、防災に関する情報発信を行った。	B	高齢者に対し防災意識の向上を図った。	B	高齢者に対し、各種情報を効率的に伝達できる手段の拡大が課題となっている。	拡充
50	防災訓練の実施	防災課 高齢者支援課		災害などの危険から高齢者を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。	総合防災訓練や土砂災害対応訓練の中で、関係機関や自主防災組織との情報連携の方法などを改めて確認し、危機管理体制の充実を図った。	関係機関や自主防災組織と連携した訓練を実施することで、危機管理体制の充実を図った。	B	新型コロナウイルス感染症がまん延する中においても必要な対策をした上で、施策を推進した。	B	高齢者の増加に伴い、避難支援体制の強化が必要となる。	避難行動要支援者制度などを考慮し、訓練内容の充実強化に努める。
51	避難行動要支援者の支援	防災課 高齢者支援課	基本目標3-1 施策4	災害発生時等の避難の際に配慮が必要な方である避難行動要支援者の台帳を作成し、自主防災組織などの避難支援等関係者による平常時からの声かけ等、支援協力体制の強化に努めます。	避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に対して、同意者の名簿情報等を提供した。	名簿の作成・提供に加え、避難支援等関係者が使用しやすいように、名簿の様式やレイアウトを変更した。また、自主防災組織等の個別訪問に参加するなど、平常時からの支援協力体制の強化に努めた。	B	避難行動要支援者に平常時からの名簿情報等の提供の同意確認を行った。同意の方の名簿情報等については、平常時から避難支援等関係者に提供した。	B	今後、避難行動要支援者数は増加傾向にあり、避難支援等関係者の負担が大きくなることが見込まれる。	避難支援等関係者との連携をより強固なものになるよう、関係づくりに励む。
52	市内特別養護老人ホーム等との災害協定	介護保険課		特別養護老人ホーム等との災害協定にもとづき、大規模災害時の速やかな応急対策活動に備えます。	特別養護老人ホーム等との協定により、青梅市地域防災計画にもとづく災害時要援護者の避難に備えた。	特別養護老人ホーム等との協定により、青梅市地域防災計画にもとづく災害時要援護者の避難に備えた。	B	引き続き協定にもとづく緊急時受け入れ体制を整えることで、大規模災害時に速やかな対策を講じることができるよう、備えることができた。	B	各施設の利用者数の推移を予測することは難しいため、大規模災害が発生した際に、避難者の受け入れが困難になる可能性も起こり得る。定期的な受け入れ可能人数の把握が必要。	各施設と連携を図りながら、継続して実施していく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち / 施策方針 第2節 生活安全対策の強化 / 基本施策 第2項 災害対策の推進											
53	介護事業所等の災害に関する具体的計画の周知徹底【新規】	介護保険課		介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認し、災害種別ごとに対策を構築し、避難に要する時間や避難経路等の確認および職員や利用者等への周知を促進します。	適宜、関連する部署と情報を共有するとともに、介護サービス事業所へ災害対策関連の情報提供および改修補助等の案内を行った。	適宜、関連する部署と情報を共有するとともに、介護サービス事業所へ災害対策関連の情報提供および改修補助等の案内を行った。	B	災害対策関連の情報提供および改修補助等の案内により、緊急時における各事業所の対応方針について、事業所自身に振り返っていたことができ、防災意識の増進に繋がった。	B	特に無し	継続して実施していく。
54	要配慮者施設の避難確保計画の作成促進【新規】	防災課 介護保険課		浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	避難確保計画対象施設を訪問し、避難確保計画の作成方法などについて説明を行った。また、土砂災害対応訓練に合わせて、希望する施設に対し避難情報等の伝達訓練を実施したほか、電子メール等により避難訓練や訓練実施報告の必要性について周知した。	避難確保計画対象施設に避難確保計画作成の説明や避難訓練の促進等を行った。	B	避難確保計画作成の説明やアドバイスを通じて、地域防災計画に掲載されている要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が全て完了した。	B	二巡目調査に伴い、土砂災害警戒区域の新規や変更、要配慮者利用施設の新設など、避難確保計画作成の対象となる要配慮者利用施設の洗出しを行う必要性がある。	避難確保計画作成の新規対象施設があれば、その施設に避難確保計画の作成方法などについて説明を行う。また、避難訓練の実施報告も義務化となったため、避難確保計画対象施設に周知していく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち / 施策方針 第2節 生活安全対策の強化 / 基本施策 第3項 感染症対策の推進【新規】											
55	在宅高齢者等に向けた感染症拡大防止のための情報提供および発信	健康課 高齢者支援課		感染症の拡大防止のため、国、都など関係機関と連携し、広報紙・ホームページ等を利用して感染情報の周知に努めます。 また、感染症についての正しい知識と適切な予防法について周知を図り、市民一人一人の感染予防策が習慣化されるよう、情報提供を行います。	感染症の予防に関して、広報で周知した。	概ね予定通り実施された。	B	感染症の予防に一定の効果を発揮した。	B	コロナ以後にも一定のレベルを保つこと	感染症の流行に応じて柔軟に対応していくこと
56	介護事業所等の感染症対応能力の向上	介護保険課		介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービスを提供するため、感染症対策の具体的な方法や留意点などについて必要な情報提供を行うとともに、感染症対応能力向上に資する研修などを実施します。	適宜、介護サービス事業所へ国や都からの感染症対策に関する情報提供を行った。	適宜、介護サービス事業所へ国や都からの感染症対策に関する情報提供を行った。	A	市内各事業所等へ国や都からの情報を周知することで、感染症対策や、これにかかる補助制度の利用を促進することができた。	A	特に無し	情勢に応じ、検討を図る。
57	介護事業所等の感染症に関する体制整備支援	介護保険課		介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービス提供するための備えを講じ、感染症対策に必要な物資を備蓄する体制整備を支援します。	介護サービス事業所等へ、事業継続を支援するため、感染防止対策に要する経費の補助を実施した。市内の老人福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症発症により、業務に従事できる人員に不足が生じた場合に、相互に従業員の派遣が行えるよう、協定を締結した。	【新型コロナウイルス対策介護サービス事業所等支援事業】 対象事業所 120か所 補助金額 10,329,400円 【新型コロナウイルス対策感染症予防事業】 実施件数 延べ242件 歳出額 1,730,300円 また、市内の老人福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症発症により、業務に従事できる人員に不足が生じた場合に、相互に従業員の派遣が行えるよう、協定を締結した。	A	適切に感染対策を実施しながらサービスを継続していただいている事業所を対象に、感染症対策に要するかかり増し経費を補助した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、東京都事業の対象とならない介護サービス事業所の従業者等に対し、PCR検査の実施委託を行った。また、従業員の派遣協定の締結により、感染症発生時に継続的なサービス提供の確保に貢献できた。	A	特に無し	情勢に応じ、検討を図る。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち / 施策方針 第2節 生活安全対策の強化 / 基本施策 第4項 熱中症の対策の推進【新規】											
58	熱中症予防のための情報提供・啓発活動の実施	健康課 高齢者支援課		熱中症を予防するため、広報おうめ、リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、パネル展等の啓発活動を実施します。 また、気象庁が「熱中症警戒アラート」を発表した場合、防災無線で広報するなど情報提供に努めます。	熱中症予防対策として、広報おうめ、ホームページ、リーフレットの配架、ポスター掲示などにより啓発活動を実施 熱中症警戒アラート発表時は、防災無線や行政メールで情報提供し、徹底した予防行動を促した (健康課)	熱中症予防に関する情報提供・啓発活動を実施。 (健康課)	B	熱中症予防に関して、情報提供・啓発活動を行い貢献した。	B	近年の急速な温暖化により、関係機関の連携が求められる	防災課や市民活動推進課、総務課等、必要な関係機関と連携し対応していく
59	高齢者に対する熱中症の予防啓発と注意喚起	高齢者支援課		地域包括支援センターによる高齢者訪問等の際、熱中症予防の啓発と注意喚起を行います。	高齢者に対する熱中症の予防啓発と注意喚起を市の広報に掲載した。	市の広報を用いて、高齢者の熱中症予防啓発と注意喚起を行った。	B	広報に高齢者の熱中症予防啓発と注意喚起に関する記事を掲載することで、熱中症予防を促した。	B	今後、より多くの市民に対して、どのように予防啓発と注意喚起を行っていくかが課題となっている。	拡充
60	梅っこサロンの開設	高齢者支援課		市の施設の一部を、暑さをしのぎ休憩できる高齢者の集いの場「梅っこサロン」として開放し、暑い時期に自宅で過ごすことができない高齢者に対する居場所を提供します。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	D	—	D-2	高齢者の居場所については「地域サロン事業」を令和3年度より開始していること、また熱中症対策事業としては、令和5年度より健康課が「涼み処開設事業」を実施予定であることから、梅っこサロンについては事業終了とする。	廃止

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち / 施策方針 第2節 生活安全対策の強化 / 基本施策 第5項 防犯対策の推進											
61	消費生活に関する啓発相談事業	市民安全課		悪質商法被害防止等について、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や消費生活相談を実施します。	出前講座、パネル展示、イベントでの出張相談および啓発資料の配布、広報での啓発を行った。街頭キャンペーンはコロナ感染防止のため中止となった。	出前講座、パネル展示、イベントでの出張相談・啓発資料の配布、広報での啓発を行ったほか、相談事業を実施した。また、コロナウイルス感染症のため、令和元年10月以降実施できなかった街頭キャンペーンによる啓発事業を令和5年6月に実施することができた。	B	被害事例の現状を伝え、注意すべき点などを啓発することにより消費者意識の向上につながるとともに、トラブルを未然に防ぐための一助にもなった。また、万が一トラブルに巻き込まれた場合に相談できる場所を知っていることは安心材料の一つにもなった。	B	多種多様なトラブルが増加し、高齢者からの相談数もふえている。また、相談内容も複雑化している中で、新たな啓発の場や方法を模索していく。	高齢者が安全・安心に生活が送れるよう、さまざまな機会を捉えて啓発・相談事業を行う。
62	消費者を見守る体制づくり	市民安全課 高齢者支援課		高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	高齢者の消費者被害情報連絡会を予定したが、コロナ感染防止のため書面開催となった。	警察等と市関係機関が出席する高齢者の消費者被害情報連絡会を開催し、高齢者を取り巻くトラブルについて情報共有を図った。	B	高齢者の消費者被害やトラブルについて関係機関で情報を共有することによって被害の現状を把握し、被害の拡大を防止することができた。	B	認知症が疑われる消費者の相談がふえることが見込まれるため、消費者相談室との連携強化を図っていく。	関係機関で引き続き連携を密にし、さまざまなトラブルを未然に防いだり、トラブルに遭った際の迅速に対応できる体制づくりを行う。
63	犯罪防止のための情報提供の促進	市民安全課		特殊詐欺などの被害を未然に防ぐため、チラシの配付、市広報等への記事掲載、犯罪発生情報を配信するとともに、対象世帯には自動通話録音機の設置を行うなど、関係機関と連携して啓発等に努めます。	自動通話録音機の貸出、防犯メールの発信、地域安全運動での啓発チラシの配布、広報等での周知活動。	毎月の広報での防犯情報の発信、河辺駅前での啓発チラシの配布を青梅警察と合同で行い、防犯啓発活動を実施した。	B	広報、街頭啓発キャンペーンを通して、防犯情報の発信を行うことができた。	B	巧妙化する詐欺の手口に合わせ、情報発信を実施していく必要がある。	警察との連携を強化し、効果的な防犯情報の発信を行う。

事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第1節 総合的な生活・居住支援の充実 / 基本施策 第1項 生活支援サービスの充実										
64	福祉総合相談体制の強化	福祉総務課 高齢者支援課 生活福祉課 介護保険課 健康課 障がい者福祉課 子ども家庭支援課	基本目標3-施策1	「青梅市地域福祉計画」にもとづき、多様化するニーズに対応するため、関係部署および関係機関との連携の強化に努めます。	・生活保護受給者や生活困窮者等相談者ごとに、相談者自身の社会的・経済的自立へ向け、病院、介護施設、ハローワークや社会福祉協議会等関係機関や関連部署と連携した。 個別対応時に高齢者支援課等と連携して対応した(健康課) ・個別ケースごとに必要な部署と連携し、相談業務に対応した。また、関連部署・関係機関と連携してケース会議等を行った。	B	・生活保護受給者や生活困窮者等相談者の多様化するニーズに対応するため、関係機関や関連部署との連携を強めた。 ・福祉機関と連携して対応している(健康課) ・関係部署等と連携することで多様化するニーズに対応することができ、福祉全体の相談体制の強化につながった。	B	・多様化するニーズに対応するため専門的な相談・支援機関とのさらなる連携体制の強化が必要 関係機関が実施している事業の詳細が不明である ・現状では個別ケースごとに必要な部署等と連携しているが、困難ケースに対応する軸となる基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進める。	・複合化、複雑化する課題に対応するため重層的支援ができる相談体制の整備 継続的に関係機関と連携を図る。 ・引き続き関係部署等との連携を強化しつつ、基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進める。
65	高齢者の暮らしの手引の作成・配付	高齢者支援課	高齢者が在宅で生活するための市の施策を掲載した冊子「高齢者の暮らしの手引き」を作成します。 高齢者がいる世帯等に配付し、市の高齢者施策の周知を図ります。	高齢者の暮らしに役立たせるため、「高齢者の暮らしの手引き」を11,000部作成し、民生児童委員の協力を得て、市民等に配布した。	高齢者の暮らしに役立たせるため、「高齢者の暮らしの手引き」を約11,000部作成し、民生児童委員の協力を得て、市民等に配布した。	B	市の施策やその他の高齢者に関する情報を毎年更新して配布することにより、在宅高齢者の生活の充実に貢献した。	B	民間事業者との協働により作成しているが、今後事業者の変更も含め発行について検討していく。	現状維持
66	配食サービス事業	高齢者支援課	ひとり暮らし高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ります。	在宅の一人暮らし高齢者等に定期的に食事を提供し、高齢者の心身の健康保持と地域交流を深め、高齢者福祉の向上に寄与した。 登録者数 253人 延配食者数 2,816人 ボランティア配食数 2,307人 業者直送数 20,996人	在宅の一人暮らし高齢者等に定期的に食事を提供し、高齢者の心身の健康保持と地域交流を深め、高齢者福祉の向上に寄与した。	B	ひとり暮らしや高齢者世帯の高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ることができた。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持
67	高齢者福祉電話設置事業	高齢者支援課	ひとり暮らし高齢者等に対し、市が保有する電話を高齢者宅に設置します。また、福祉電話の設置により、高齢者の安否確認、関係機関の協力を得た各種相談を行い、在宅生活を支援します。	ひとり暮らし高齢者等に対し福祉電話を貸与し、連絡手段を確保するとともに、安否確認等を実施することで孤独感の解消を図った。 保有台数 42台 利用者実数 12人 年間延利用台数 129台 年間延利用者数 129人	近隣に親族が居住していない一人暮らしの高齢者および高齢者のみで構成される世帯に対し、福祉電話を設置し、安否確認を行うことで高齢者の福祉の増進を図ることができた。	B	福祉電話を設置することで、近隣に親族のいない一人暮らしの高齢者および高齢者のみで構成される世帯の方の安否確認や孤独感の解消を図った。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第1節 総合的な生活・居住支援の充実 / 基本施策 第1項 生活支援サービスの充実											
68	寝具乾燥サービス事業	高齢者支援課		寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、月1回、寝具類の乾燥を行います。寝たきり高齢者等の衛生と健康を保持し、自立生活を支援します。	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、寝具等の乾燥を行い、寝たきり高齢者等の衛生と健康の保持を図った。 対象者 21人 実施回数 12回 延件数 90回	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、寝具等の乾燥事業を行った。	B	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、寝具等の乾燥を行い、寝たきり高齢者等の衛生と健康の保持を図った。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	拡充
69	訪問理美容サービス事業	高齢者支援課		理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料を助成します。介護者の負担の軽減と高齢者の衛生的かつ快適な生活を支援します。	要介護3以上の高齢者に対し、訪問理美容サービス事業を実施し、社会福祉の増進を図った。 登録者数 52人 利用枚数 75枚	理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料の助成を行った。	B	自宅で理・美容を受ける際の出張料の助成を行うことで、介護者の負担を軽減し、高齢者の快適な生活を支援した。	B	今後、市民に対し事業内容や電子申請をどのように普及していくかが課題となっている。	拡充
70	紙おむつ等給付事業	高齢者支援課		寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー等を給付します。介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。	65歳以上の在宅の寝たきりまたは失禁状態にある高齢者に対し、紙おむつ等を給付し、日常生活を容易なものとし福祉の増進を図った。 利用者数 552人	寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ等を給付を行った。	B	紙おむつの給付を行うことで、介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援した。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	拡充
71	日常生活用具給付事業	高齢者支援課	基本目標4-施策1	65歳以上で、介護保険で非該当と認定された方で、日常生活用具の給付が必要な高齢者に対し、入浴補助用具、歩行補助車等の日常生活用具を給付します。	申請 0件	介護保険で非該当と認定された高齢者に対し、入浴補助具、歩行補助車等の日常生活用具を給付することで高齢者の福祉の増進を図ることができた。	B	日常生活用具を給付することで、高齢者が安全に在宅生活を送れるよう支援した。	B	申請数が少なく、制度の周知が課題となっている。	現状維持
72	住宅改造費助成事業	高齢者支援課		住宅改造が必要と認められる高齢者に対し、住宅の浴室等の改造に要する費用を助成します。	高齢者に対し、その方の居住する住宅の浴室等の改造に要する費用を現物給付により助成し、日常生活の利便を図り福祉の増進に寄与した。 ・浴室設備等 12件 ・手すり等 2件	住宅改造が必要と認められた高齢者に対し、浴室等の改造、段差の解消等を現物支給にて助成することで、高齢者の日常生活の利便を図り福祉の増進に寄与することができた。	B	住宅改造費を助成することで、高齢者が安全に在宅生活を送れるよう支援した。	B	申請数が少なく、制度の周知が課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第1節 総合的な生活・居住支援の充実 / 基本施策 第1項 生活支援サービスの充実											
73	養護老人ホームへの入所措置	高齢者支援課		環境上の理由および経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者の入所措置を行います。	65歳以上の方で、入院加療を要する病態でなく、環境および経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方に対する措置を実施した。 ・市内養護老人ホーム施設数 2施設 ・養護老人ホーム 措置施設数 6施設 実人数 18人 延人数 198人 ・特別養護老人ホーム 措置施設数 2施設 実人数 2人 延人数 11人	65歳以上の方で、入院加療を要する病態でなく、環境および経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方に対する措置を実施した。	B	入所措置を行うことで高齢者福祉の増進に寄与した。	B	高齢化が進むことで措置対象者が増加していくことが懸念される。	現状維持
74	外出等支援の情報提供の実施	高齢者支援課		移動に困難を抱える高齢者に対し、病院や買い物等の在宅生活に必要な支援について検討するとともに、移動支援サービス等を提供する事業者についての情報収集と、必要に応じて情報提供を行います。	高齢者の個別相談支援を行う中で、必要に応じて外出や移動手段等に関する情報提供を行った。	高齢者の個別相談支援を行う中で、必要に応じて外出や移動手段等に関する情報提供を行った。	B	高齢者が住み慣れた地域で生活を行う上での情報提供に努めた。	B	移動支援サービスを提供している事業者が限られている。	現状維持
75	対話支援機器の導入【新規】	高齢者支援課 障がい者福祉課		高齢者等が対話の中で聞こえにくさを感じる際に、意思疎通をよりスムーズに行うための機器を市窓口を導入します。	高齢者支援課および障がい者福祉課窓口を設置済である話し手側の声を聞き取りやすい音質に変換して聞き手側に届ける、卓上型対話支援機器「comuoon(コミュニケーション)」を活用することで、耳の聞こえに問題を抱える来庁者の利便性向上を図った。 ・高齢者支援課および障がい者福祉課窓口を設置済である話し手側の声を聞き取りやすい音質に変換して聞き手側に届ける、卓上型対話支援機器(コミュニケーション)を活用することで、耳の聞こえに問題を抱える来庁者の利便性向上を図った。令和2年度に対話支援機器3台を購入し、窓口を設置。聴覚障害者等との対話に効力を発揮している。	令和2年度に対話支援機器3台を購入し、窓口を設置。聴覚障害者等との対話に効力を発揮している。 ・コロナ禍において、窓口にアクリル板が設置され、従前に比べコミュニケーションが取りづらくなったが、コミュニケーション設置の活用シーンが増え、費用対効果が上がった。	A	・対話支援機器の導入を通じて、市民窓口サービスの向上に努めた。 ・聴覚障害者および高齢者の支援、サービス向上に貢献した。	B	機器本体の経年劣化による不調、損耗などに関する対応	引き続き、機器を活用したサービスを提供してゆく

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第1節 総合的な生活・居住支援の充実 / 基本施策 第2項 多様な住まいの確保											
76	居住系サービスの整備	高齢者支援課		有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応します。	有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応した。	有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応した。	B	「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」にもとづき、新規施設の総量規制や既存施設の転換等を制限した。	B	有料老人ホーム等の建設については、市に許認可に関する権限がなく、事業者に対し要請しかできないことが課題である。	現状維持
77	サービス付き高齢者向け住宅の整備	住宅課		「青梅市住宅マスタープラン」にもとづき、高齢者の多様な住まいなどの立地状況を踏まえた適正な供給を誘導します。	引き続き、「福祉施設等の配置のありかたに関する基本方針」および「青梅市における東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し事業者を求める基準」に沿って、建設にかかる相談に対応した。	建設にかかる相談および東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業の案内を実施	B	サービス付き高齢者向け住宅の設立および入居希望者に対し、案内を行った	B	東京都の補助金の案内は年間数件行っているものの、設立に至らない。	引き続き、設立および入居を希望する方に対し、適切な案内を行う。
78	高齢者住宅事業(シルバーピア)	住宅課		令和5(2023)年度までは、入居者が安心して生活できるよう配慮した高齢者専用の住宅に生活協力員を配置し、生活の安定を図ります。 令和5(2023)年度をもって廃止し、より公平で広く住宅の支援を行う制度を検討します。	引き続き、借り上げた青梅シルバーピア新町を、住宅に困窮した65歳以上の高齢者の使用に供している。 入居者数 10人 入居率 67% 生活協力員 1名	引き続き、借り上げた青梅シルバーピア新町を、住宅に困窮した65歳以上の高齢者の使用に供した。 入居者数 R3当初:14人→R5末(予定)10人 入居率 R3当初:93%→R5末(予定)67% 生活協力員 1名	C	既存の入居者に対しては事業の目的に沿った住居を提供できたが、令和5年度いっぱいまで廃止予定であったため、空き室が出て新規の募集を行わなかった。	D-1	利用可能者数が少なく、限られた高齢者のみが利用できる制度のため、より広く利用できる形にする必要がある。	今期計画の終期を同時に事業そのものを廃止する予定。
79	住替え支援事業	住宅課		住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	引き続き、居住支援協議会の設立に向け、東京都居住支援協議会にオブザーバーとして参加するなど、情報の収集に努めた。	居住支援協議会の設立に向け、東京都居住支援協議会へのオブザーバー参加など、情報収集に努めた	B	都の会議に積極的に出席するなど、市居住支援協議会設立に向け情報収集を行った。	B	青梅市居住支援協議会設立に向け、庁内。関係団体との調整が必要	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。
80	住宅相談会	住宅課		定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、住宅の新築、増改築、リフォーム、売買、賃貸等およびマンションの修繕、維持管理等に関する相談について適切な助言を行います。	・定期住宅相談会 毎月異なるテーマで年間11回開催 ・住宅なんでも相談会 10月に全テーマを一度に取扱う「住宅なんでも相談会」を開催	定期住宅相談会および住宅なんでも相談会を開催し、市民等の住宅に関する悩みに対応した。	B	住まいについて悩みを抱える市民等に対し、専門家からのアドバイスを受けられる環境を整備した。	B	オンライン相談の実績が無く、来庁が難しい方のニーズに応えきれない可能性がある。	より多くの方の悩みに寄り添える形を検討しながら、引き続き住まいに関する相談に対応していく。

事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性	
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第2節 地域福祉活動の推進 / 基本施策 第1項 ボランティア活動等の支援											
81	ボランティア・市民活動センターの運営	市民活動推進課	基本目標1-施策3	センターにおいて各種団体と本市が連携・協力して、保健福祉サービスを提供する体制を強化します。市民のボランティア活動、NPO活動を支援する拠点機能の充実を図ります。	青梅ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア・市民活動に関する各種相談受付や活動場所の提供などを行い、市民活動団体を支援した。また、出前講座である「教えます！ボランティア活動の第一歩」を吉川英治記念館にて開催した。	同センターとの協力により、市民のボランティア活動、NPO活動を支援する拠点機能の充実が図れたと判断する。	B	ボランティア活動等の支援に貢献したものと判断する。	B	事業内容の前段「センターにおいて各種団体と本市が連携・協力して、保健福祉サービスを提供する体制を強化します。」について、当課では取り組みは実施していない。	今後も同センターと協力し、市民のボランティア活動、NPO活動を支援する拠点機能の充実を図っていく。ただし、左欄に記載のとおり、事業内容前段の取り組みについては他課が担当するものとする。

事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第2節 地域福祉活動の推進 / 基本施策 第2項 福祉コミュニティづくりの推進										
82	自治会との連携	市民活動推進課 高齢者支援課		ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する声掛けや安否確認について、自治会との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります。	自治会振興交付金を令和2年度から引き続き、1自治会あたり一律2万円増額し、高齢者の見守り活動の準備を含めた自治会に対する財政的支援を実施した。	C	補助金を増額したことにより、自治会の負担軽減を図り、取組の推進の一助となっている。	B	近年、自治会の役割が多く役員の負担増加が課題となっている。声掛けや安否確認を自治会に委ねるのは限界があると考ええる。	今後も回覧板を回す際に声掛けを行うなど、自治会の負担が増加しない方法で進めたい。
83	民生児童委員合同協議会との連携	福祉総務課 高齢者支援課		支援を必要とする高齢者に対し、民生児童委員と連携し、解決に向けた対応を行います。また、定期的に民生児童委員と意見交換等の場を設けます。	各地区担当の民生・児童委員において、高齢者世帯への訪問を行い、支援・相談等を行った。また、定期的におこなわれる地区協議会において意見交換を行った。	B	【地域福祉課】各地区担当の民生・児童委員において、高齢者世帯への訪問を行い、支援・相談等を行った。また、定期的におこなわれる地区協議会において意見交換を行った。	B	【地域福祉課】新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問できない期間があった。	【地域福祉課】各地区担当の民生・児童委員において、高齢者世帯への訪問を行い、支援・相談等を行っていく。また、定期的におこなわれる地区協議会において意見交換を行っていく。
84	社会福祉協議会等との連携	福祉総務課 高齢者支援課		地域における民間福祉団体の中心的組織である社会福祉協議会および関係団体と連携し、地域活動とのネットワーク化を図ります。	各事業関係団体と密に連絡を取り合い、密接したネットワーク化を図った。	B	各事業関係団体と密に連絡を取り合い、密接したネットワーク化を図った。	B	【地域福祉課】新型コロナウイルス感染症の影響により、活動できない期間があった。	各事業関係団体と密に連絡を取り合い、密接したネットワーク化を図っていく。
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第2節 地域福祉活動の推進 / 基本施策 第3項 見守りネットワークの充実										
85	見守り支援ネットワーク事業	高齢者支援課	基本目標4-施策2	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	民間事業者による見守り活動を行った。また、見守り支援ネットワークに参加していることを示すステッカーを希望する締結事業者へ配布した。新規協定締結事業者 2社 協定締結事業者 44社	B	民間事業者による見守り活動を行った。年度末には連絡会を開催し情報共有を図った。また、見守り支援ネットワークに参加していることを示すステッカーを作成・配布することで、事業の普及啓発を図った。	B	協定締結事業者について、末端の従業員まで見守り協定についての知識が浸透していない部分がある。	拡充
86	徘徊・SOSネットワーク事業【新規】	高齢者支援課	基本目標4-施策2	認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ICTを活用した捜索支援アプリの活用等に取り組みます。	令和4年度新規事業として、ICT機器を活用した見守りである青海市高齢者見守り支援事業を開始した。	B	ケアマネや行政機関等へ事業の周知を行うことで、ネットワークの充実が図られた。	B	行政機関（主に警察）が行方不明者を保護した場合、捜索支援アプリの使用に制限がある（QRコードが読み込み可能な機器がなく、私物を使用せざるを得ない）ことから、一部課題が残っている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 第1項 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 1 介護予防・生活支援サービス事業 (1) 訪問型サービス											
87	現行相当サービス (介護予防サービス相当の訪問型サービス)	高齢者支援課		国の基準による訪問型サービスで、ホームヘルパー(有資格者)が訪問し、身体介護や家事援助を行います。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解が完璧でないなどの課題がある。	現状維持
88	家事支援に特化した訪問サービス (訪問型サービスA)	高齢者支援課		ホームヘルパー(有資格者)が訪問し、身体状況を確認しながら家事援助を行います。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解が完璧でないなどの課題がある。	現状維持
89	おうめ生活サポーターサービス (訪問型サービスA)	高齢者支援課		おうめ生活サポーター(青梅市が実施する一定の研修修了者)が訪問し、家事援助を行います。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解が完璧でないなどの課題がある。	現状維持
90	短期集中型予防サービス (訪問型サービスC)	高齢者支援課		柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動を、短期間で集中的に行います。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業を実施することで改善が見込まれる方は一定数いると考えられ、提供事業所も十分あるが、うまく周知・利用促進できていない。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 第1項 介護予防・日常生活支援総合事業の推進											
1 介護予防・生活支援サービス事業 (2) 通所型サービス											
91	現行相当サービス(介護予防サービス相当の通所型サービス)	高齢者支援課		国の基準による通所型サービスで、生活機能向上のための体操や食事、入浴等のサービスを実施します。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解が完璧でないなどの課題がある。	現状維持
92	軽度者向けの通所サービス(通所型サービスA)	高齢者支援課		生活機能を維持するための軽体操やレクリエーション、閉じこもり防止のための集団活動を行います。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解が完璧でないなどの課題がある。	現状維持
93	短期集中型予防サービス(通所型サービスC)	高齢者支援課		短期間で集中的に行う2種類のサービスを実施します。 ●機能訓練指導員による運動指導やマシンなどを使った筋力向上のための運動 ●柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援1・2、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業を実施することで改善が見込まれる方は一定数いると考えられ、提供事業所も十分あるが、うまく周知・利用促進できていない。	現状維持
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 第1項 介護予防・日常生活支援総合事業の推進											
1 介護予防・生活支援サービス事業 (3) その他の生活支援サービス											
94	その他の生活支援事業	高齢者支援課		生活支援サービス体制整備を進める中で関係機関や地域の団体等との協議により、必要なサービスについて検討を進めます。	生活支援コーディネーターと各協議体などが必要な関係機関や地域の団体との協議により、必要なサービスについて検討をすすめた。	各地域で第2層協議体107回開催した。延べ約1,250人の地域住民が参加し、事業所とも連携や協議を行いながら、地域の支え合いや必要なサービスについての話し合いを行った。	B	各地域の2層協議体で地域課題の把握、必要なサービスについて検討を行い、介護予防、日常生活支援総合事業を推進した。	B	協議体の中で検討された課題を施策化する力が弱いことが課題になっている。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 第1項 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 2 一般介護予防事業											
95	介護予防 事業対象 者把握事 業(介護 予防把握 事業)	高齢者支援課		要支援・要介護認定を 受けていない65歳以上の 市民に対し、生活機能に 関する状態等、介護予防 事業対象者の把握に努め ます。 また、地域包括支援セ ンター職員が訪問し、介 護予防事業の説明・案内 を行います。	令和4年4月1日現在、75歳の市民 (要介護認定者のうち居宅介護支 援事業と契約のあるもの、病院、 施設など入所者は除く)を対象に フレイル状況を確認する調査票と フレイル予防のチラシを送付し、 全員に家庭訪問を実施した。 調査票発送数 1,611人 調査票返送数 1,234人 電話・訪問延べ人数2,366人 把握人数 1,465人	毎年4月1日時点で75歳 の市民を対象に訪問を 実施し、生活機能に関 する状態等の把握や介 護予防事業の説明・案 内を実施した。	B	75歳の市民を対象にフ レイル状況を確認する 調査票とフレイル予防 のチラシを送付した。 送付者全員に家庭訪問 を実施することで介護 予防の普及や推進を 行った。	B	高齢者が増加する中で いかに効率よく高齢者 の実態把握を行うかが 課題。	現状維持
96	介護予防 講演会 (介護予 防普及啓 発事業)	高齢者支援課		介護予防、認知症予防 等に関する講演会を開催 し、基本的な知識の普及 啓発を図ります。	介護予防、認知症予防に関する 講演会を2回開催した。 ・認知症講演会 「ご存じですか?お口の健康と認 知症の関係」 参加者:19人 講師:井上一彦歯科医師 ・介護予防講演会 「人生100年時代、運動を楽しもう。 運動を始めるのに遅すぎるこ とはありません」 参加者:35名 講師:清野諭先生	毎年認知症と介護予防 の講演会をそれぞれ1回 ずつ、計2回行い、知識 の普及啓発を行った。	B	地域で介護予防活動し ている方の参加によっ て、通いの場でも講演 の内容が生かされ参加 できなかった市民にも 知識が波及した。	B	参加者の声より、具体 性・実践性のある知識 の普及が課題となっ ている。	現状維持
97	介護予防 教室(介 護予防普 及啓発事 業)	高齢者支援課		介護予防の普及に資す る運動教室等の介護予防 教室を開催します。	介護予防教室を以下のとおり実施 した。 ・健康長寿のび〜る教室 全10回×年2回 29人(男性参 加者5人) 延べ220人 委託事業者:医療法人社団和風 会 会場:沢井市民センター、大門 市民センター ・脳イキイキ教室 全6回×年3回 55人(男性参加 者10人) 延べ270人 委託事業者:医療法人社団和風 会 会場:福祉センター、文化交流 センター、長淵市民センター	運動教室等を開催し、 介護予防に関する知識 や運動の普及啓発を 図った。	B	自身でできる運動につ いての講義と実践を 行ったことで、自立し た介護予防運動の実践 を促進することができ た。	B	地域によっては参加者 数が少ない。また、男 性の参加率が低いこ とが課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 第1項 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 2 一般介護予防事業										
98	介護予防リーダー養成事業(地域介護予防活動支援事業)	高齢者支援課	基本目標1-施策2	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	介護予防リーダー養成のための取り組みを以下のとおり実施した。 ・介護予防リーダー養成講座 全10回 20人(延べ112人) ・介護予防リーダーフォローアップ講座 全16回(延べ330人) ・介護予防リーダー交流会 全4回 51人 委託事業者:医療法人社団和風会	自分や家族、地域のために自主的に介護予防活動を行う介護予防リーダーを養成した。また、介護予防リーダーが継続的に地域で自主活動を行えるよう、フォローアップとして交流会を開催した	B	既存の通りの場だけでなく、新規の通りの場の立ち上げ支援も行い、介護予防リーダーが地域で活躍できる環境づくりを行った。	B	既存のリーダーの高齢化が進んでおり、世代交代が進んでいない。また、地域によってはまだまだ通りの場の数が不足している。	現状維持
99	介護予防運動等の普及・啓発【再掲】(関連事業:元気に♪楽しく♪梅っこ体操)	高齢者支援課		青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民が主体的に体操を通じて介護予防や健康づくりに取り組むことを目指します。	市内の教室や講座で梅っこ体操をはじめ介護予防の運動や知識の普及啓発を行った。 教室:12回	介護予防教室や講座の中で介護予防の普及啓発を行いながら、梅っこ体操を実施して健康づくりに取り組んだ。	B	梅っこ体操をはじめとした運動を実践してもらうことで市民が主体的に取り組める健康づくりを促進した。	B	教室を開催できていない地域もあるため、そういった地域にも教室を開催していく必要がある。	現状維持
100	フレイル予防に関する普及・啓発【再掲】	高齢者支援課 健康課		健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	介護予防教室でフレイル予防に関する講義や運動を行った他、介護予防やフレイル予防に関する内容を盛り込んだ「介護予防だより2」を作成し、介護予防教室や通いの場、窓口などで配布することで、多くの市民へフレイル予防の重要性について周知を行った。 ・介護予防教室 24回、延べ434人	介護予防教室や出前講座などでフレイル予防を行った他、介護予防だよりをはじめとしたフレイル予防の冊子を市民に配布することでフレイル予防の普及啓発を行った。	B	健康運動指導士の他、理学療法士、歯科衛生士、栄養士など各専門職を講師にすることで多角的にフレイル予防を行うことができた。	B	教室の内容が重複することがあったため、新しい題材や時代に合ったテーマづくりが今後は必要となる。	現状維持
101	介護予防機能の強化(地域介護予防活動支援事業)	高齢者支援課		介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	R4年度補助金利用団体 延112団体、実13団体 補助金交付額合計 239,400円 自主グループ数21	公共施設を利用して地域介護予防活動を行う団体に対し、支援を行った。	B	団体への支援を通して、地域介護予防活動を支援し、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	介護予防活動の定義が明確でなく、対象の活動かどうかの線引きに課題がある。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 第1項 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 2 一般介護予防事業											
102	高齢者クラブの健康づくりへの支援	高齢者支援課		高齢者の健康づくり、介護予防のために、高齢者クラブの要望に応じて介護予防教室等を開催します。	高齢者クラブからの依頼に応じて教室を開催した。 開催回数：1回 34人 内容：フレイル予防の講義「いつまでも元気で生活するために」と梅っこ体操、体力測定を実施した。	高齢者クラブ加入者を対象に、介護予防教室を実施し、介護予防の普及啓発や自発的な介護予防に資する組織の育成・支援を行った。	B	介護予防教室を通して、一般介護予防の普及を行った。	B	高齢者クラブが市に依頼する際に、どのような教室があるのかが分からないことがあるため、介護予防教室の内容を周知する必要がある。	現状維持
103	地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者支援課		高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。	市内3か所の各包括支援センターで介護予防、フレイル予防等をテーマにリハビリテーション専門職等を講師に、講義や体操、レクリエーションを実施した。 介護予防教室 24回 延べ434人 ・介護の日 講座 作品展示 相談 延べ61人	リハビリテーション専門職などを講師に、介護予防教室を開催した。	B	介護予防教室では、専門職によって日常生活でそのまま使えるような内容を実践することで、自身で介護予防を行うことを促進した。	B	男性の参加率が低いことが課題となっている。	現状維持

事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 基本施策 第2項 包括的支援事業の推進 1 地域包括支援センターの運営										
104	総合相談支援	高齢者支援課	基本目標3-1 施策1	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。地域の民生児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	令和4年度相談件数 電話9,742件、訪問8,175件、来所876件(3か所の地域包括支援センターの合計延べ件数) 地域の民生委員や関係機関等、高齢者本人や親族以外からも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができた。	B	医療・介護・福祉関係機関や地域との連携を密にし、高齢者本人や親族以外からも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができた。	B	認知症の増加、独居・高齢者世帯の増加等、高齢者をとりまく世帯の抱える問題も複合化している。高齢部門問わず、幅広く関係機関と連携し、総合的な支援体制の整備が課題。	拡充
105	権利擁護	高齢者支援課		地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、認知症など判断能力が十分でない方に対して、成年後見制度の利用などを促進し、高齢者の権利擁護に取り組みます。	社会福祉協議会等の関係機関と連携して、高齢者の権利侵害の防止に努めた。 ・令和4年度相談件数(地域包括支援センター3か所合計延べ件数) 虐待592件、成年後見90件、支援拒否3件、その他8件	B	地域包括支援センターを中心に、関係機関等と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組んだ。また、認知症などにより判断能力が十分でない高齢者への成年後見制度の利用支援に取り組んだ。	B	認知症の増加、独居・高齢者世帯の増加等、高齢者をとりまく問題も複合化している。高齢部門問わず、幅広く関係機関と連携し、総合的な支援体制の整備が課題。	拡充
106	包括的・継続的ケアマネジメント支援	高齢者支援課		ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用した体制の構築や介護支援専門員に対する個別支援等を行った。 ・ケアプラン勉強会 開催：4回 1,281人参加 ・ケアマネジャー研修会等 開催の開催：研修会1回、勉強会1回、意見交換会2回、	B	包括的・継続的なケアマネジメント支援を実施できるよう、ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行った。	B	包括的・継続的ケアマネジメントの実現に向けた取り組みにおける地域づくりの視点および地域ケア会議の活用が課題。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 基本施策 第2項 包括的支援事業の推進 1 地域包括支援センターの運営											
107	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	高齢者支援課		介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して適切な介護予防サービスが提供されるようケアマネジメント、必要に応じたケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを行い、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持、向上を図ります。	要支援1・2もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、利用者に適切な介護予防サービスが提供されるようケアマネジメントを実施した。	要支援1・2もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、利用者に適切な介護予防サービスが提供されるようケアマネジメントを実施した。	B	要支援1・2もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、利用者に適切な介護予防サービスが提供されるようケアマネジメントを実施した。	B	生活支援体制整備事業および認知症施策と連動した取り組みが課題。	現状維持
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 基本施策 第2項 包括的支援事業の推進 2 地域ケア会議の推進											
108	地域ケア会議の推進	高齢者支援課	基本目標4-1 施策1	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏域ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	個別事例の検討により、介護予防・自立支援に向けた支援への助言や関係機関のネットワーク構築、地域課題の抽出等を図る地域ケア会議を実施した。 開催回数：6回 検討事例：18事例	事例検討を通じ、関係者など多職種のネットワーク構築につながった。 個別事例の中にある地域課題の把握に意識して会議を進行することができた。	B	個別事例の検討から地域課題を意識することで、「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を推進できた。	B	個別事例の中から地域課題の要素を把握して、地域課題を検討する場につなげていない。	拡充
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 基本施策 第2項 包括的支援事業の推進 3 在宅医療・介護連携推進事業											
109	在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握等および関係者への情報周知	高齢者支援課	基本目標3-1 施策1・2 施策2 基本目標4-1 施策1	在宅医療、介護連携に関する課題の抽出、また、地域の医療機関や介護事業所等の情報、機能等を把握し、多職種ネットワーク連絡会等において医療・介護関係者と、対応等の検討や情報共有を行います。	多職種ネットワーク連絡会を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 一方、医療機関主催の事例検討会や医療・介護各種会議への出席、個別事例を通じた現状・課題の把握等を行って情報収集に努めた。	多職種ネットワーク連絡会を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 一方、医療機関主催の事例検討会や医療・介護各種会議への出席、個別事例を通じた現状・課題の把握等を行って情報収集に努めた。	C	医療機関主催の事例検討会や医療・介護各種会議への出席、個別事例を通じた現状・課題の把握等を行って情報収集に努めた。	D-1	医療ニーズ・介護ニーズともに必要な高齢者が増加している。医療・介護の一体的提供を目指した連携体制のための情報共有、課題の抽出が課題。	現状維持
110	在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢者支援課	基本目標3-1 施策1・2 施策2 基本目標4-1 施策1	医療・介護関係者の円滑な連携を支援する相談窓口体制を目指します。	直営地域包括支援センター内で、医療・介護連携に関する相談支援を実施した。 相談件数 延べ141件	直営地域包括支援センター内に窓口設置し、医療・介護連携に関する相談支援を実施した。	B	直営地域包括支援センター内に窓口設置し、医療・介護連携に関する相談支援を実施した。	B	より身近な場所での相談支援窓口が必要。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 基本施策 第2項 包括的支援事業の推進 3 在宅医療・介護連携推進事業											
111	在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発	高齢者支援課	基本目標3-1 基本目標4-1	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。	人生の最終段階における医療・ケアの方針や、生き方について日頃から話し合い共有するアドバンス・ケア・プランニング(ACP)をテーマに住民向け講演会を開催した。 開催：1回 43人 内容：「人生100年時代！人生会議してみませんか」 また、エンディングノートを作成し周知に努めた。	地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図るための取組みとして住民向け講演会、エンディングノートによる周知を行った。	B	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ることを目指した。	B	地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図るためには、在宅医療・介護関係者間における情報共有や連携体制に向けた取り組みが必要。	現状維持
112	在宅医療・介護連携に関する関係者間の情報共有に関する支援および研修の実施	高齢者支援課	基本目標3-1 基本目標4-1	医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。 また、地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。	西多摩地域広域行政圏協議会共同事業として医療・介護関係者向け研修会をオンラインで開催した。 開催：1回 83人 内容 ACP(アドバンス・ケア・プランニング)について	西多摩地域広域行政圏協議会共同事業として、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を実施した。	B	西多摩地域広域行政圏協議会共同事業として、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を実施した。	B	地域住民の医療ニーズ市内外ともに求められることから、西多摩地域における連携が必要。	現状維持

事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性	
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 基本施策 第2項 包括的支援事業の推進 4 生活支援体制整備事業											
113	生活支援サービスの体制整備【拡充】	高齢者支援課	基本目標1-施策3 基本目標2-施策1・施策2	各圏域に配置された生活支援コーディネーターは、地域の協議体と一緒に地域の実情に応じた生活支援の基盤整備を推進していきます。 地域の社会資源や課題の把握を行い、多様な主体間の情報共有、および関係者間のネットワークの構築を図り、高齢者の社会参加につながるような地域活動を創出します。	地域の支え合い活動を推進するために10の地域で第2層協議体の活動を実施。計107回開催した。第1層協議体を開催し、情報共有と青梅市全体の課題について話し合いを行った。	B	生活支援コーディネーターを日常生活圏域に各々配置することができた。 生活支援の体制整備として地域での支えあい活動を推し勧め、第2層協議体を各市民センターごとに設置する取り組みを行った。その結果、地域活動や課題の共有、関係者間のネットワークの構築を図ることができた。 今後も既存の活動の維持・拡充や地域の実情に合わせた活動の創設に向け取り組んでいく。	B	第2層協議体を10か所設置し、各々の協議体が地域の実情に合った活動を続け、地域の支え合い活動を推進した。	生活支援体制整備事業と第2層協議体の認知度が低く、今後市民にどのように周知していくか課題がある。 また、活動が活発になった結果として、会場や活動費の確保が課題となっている。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 基本施策 第2項 包括的支援事業の推進 4 生活支援体制整備事業											
114	元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手(おうち生活サポーター)養成研修	高齢者支援課		高齢者の暮らしを支える新たな担い手として、また、元気な高齢者の新たな社会参加の場の1つとして、高齢者への家事支援サービスの担い手を養成するための研修を行います。	介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスのうち、元気高齢者等が実施するサービスを安定して供給するために担い手(おうち生活サポーター)養成研修を行った。 参加者人数 20名	青梅生活サポーター養成研修を実施した。研修終了後に任意参加で社協、シルバー人材センターが業務内容の説明や質疑応答の時間を取り、登録を積極的に奨励した。	B	元気高齢者に対して担い手研修を実施することで生活支援体制整備事業の推進につながった。	B	研修を受講した後に登録する人の割合が少ないことが課題になっている。	拡充
115	高齢者の社会参加への取組	高齢者支援課		生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が介護予防教室やリーダー養成研修、認知症カフェなどに参加し、高齢者の社会参加につなげるための支援を実施した。	生活支援コーディネーターが地域住民や関係機関と連携し各地域で第2層協議体107回開催した。延べ約1,250人の住民が参加し地域の支え合いや高齢者の社会参加について話し合いを行った。認知症地域推進員が地域や関係機関と連携し認知症カフェを2か所で定期的に開催し、当事者や本人の社会参加につなげた。介護予防リーダーを養成し、通いの場の拡大を図った。	B	生活支援コーディネーターと認知症地域推進員が地域住民や関係機関と連携を図りながら、高齢者の社会参加の機会を検討、創出し生活支援の体制整備を推進した。	B	活動が拡大するにあたり、費用や場所の確保が課題になっている。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 第3項 任意事業の推進											
116	介護サービス事業者連絡会	高齢者支援課 介護保険課		市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者連絡会を行います。	介護サービス事業者連絡会を以下のとおり開催した。 回数：1回 内容：「介護保険制度をめぐる動向～介護事業所・施設の運営の観点から～」ほか	定期的に介護サービス事業者連絡会を開催することにより、市と介護サービス事業者の情報交換と連絡協議の場を提供することができた。	B	市と介護サービス事業者との情報交換と連絡協議を通して、任意事業を推進した。	B	介護サービス事業所に共通して参考になる講演テーマの選定などについて課題がある。	現状維持
117	居宅介護支援事業者連絡会	高齢者支援課 介護保険課		ケアマネジャーの情報交換と連絡協議の場として居宅介護支援事業者連絡会を行います。	居宅介護支援事業者連絡会を以下のとおり開催した。 回数：1回 内容：(1) 訪問介護における生活援助の考え方について、(2) 青梅市高齢者見守り支援事業について、ほか	定期的に居宅介護支援事業者連絡会を開催することにより、ケアマネジャー同士の情報交換と連絡協議の場を提供することができた。	B	市と居宅介護支援事業者との情報交換と連絡協議を通して、任意事業を推進した。	B	居宅介護支援事業所に共通して参考になる講演テーマの選定などについて課題がある。	現状維持
118	介護給付費通知発送	介護保険課		介護サービス利用者に、実際に利用しているサービスの種類・費用を通知します。 利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。	介護給付費通知を1回発送し、給付内容を確認いただくことにより、給付の適正化を図るとともに、制度理解を促進した。 ・10月発送(令和3年8月～令和4年7月分) 送付件数：6,223通	通知内容・対象者等を適宜見直しながら、効果的な通知となるようレイアウトを見直し、従来の普通郵便から圧着はがきの形態を採った。	B	利用者が自身の給付内容について把握するため、必要な情報の提供を行うことができた。	B	特に無し	第8期計画中の取組を精査し、適宜見直しを検討していく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第3節 地域支援事業による自立支援の充実 / 基本施策 第3項 任意事業の推進											
119	家族介護教室	高齢者支援課		高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	介護のイベントに合わせて講座を開催した。 実施日：11月11日 内容：「杖や靴の選び方・歩き方チェック」、「歩行補助具や車いすの紹介・選び方」 参加者数：計10人	高齢者を介護している家族等に対して、介護や健康づくり等に関する教室を開催し、介護者の身体的、精神的負担の軽減を図った。	B	介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることを通して、任意事業を推進した。	B	参加者数の増加のための周知に課題がある。テーマや講師の選定に課題がある。	現状維持
120	家族介護慰労金支給事業	高齢者支援課		重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	該当件数： 5件 支給額：500,000円	一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給することにより、重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを行うことができた。	B	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを行うことを通して、任意事業を推進した。	B	入院中に重度の要介護認定が出た者で、コロナ特例による認定の延長を行ったもののなかにも関わらず給付対象条件を満たす者がおり、給付条件に課題がある。	現状維持
121	介護サービス相談員派遣事業	高齢者支援課		介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	介護サービス相談員の派遣を以下のとおり実施した。 ・介護老人福祉施設9事業所 ・通所介護13事業所 ・認知症対応型共同生活介護3事業所 ・個人宅1件 延べ66回 聞き取り延べ人数175人	介護サービス相談員を介護施設へ派遣し、利用者の相談に乗ることで、利用者との介護施設、行政との橋渡しを行うことができた。	B	介護サービス相談員を介護施設へ派遣し、利用者の相談に乗ることで、利用者との介護施設、行政との橋渡しを行い、任意事業を推進した。	B	コロナ禍での派遣再開について、依然慎重な事業所もあり、課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第4節 認知症施策の推進 / 基本施策 第1項 普及啓発・本人発信支援											
122	認知症サポーター養成研修	高齢者支援課	基本目標1・施策2	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するため、講師を派遣し、研修を行います。	認知症サポーター養成研修を以下のとおり実施した。 ・実施回数 13回 ・養成サポーター数 239人	市民や学生に対し認知症サポーターを養成し、認知症にやさしいまちを目指した。	B	認知症サポーターを養成することで、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	コロナ禍による受講団体減が課題である。養成人数目標達成のためにも、コロナ以前の実施団体にも受講を打診していく必要がある。	拡充
123	認知症ケアパスの活用	高齢者支援課		認知症の人とその家族に揭示することを目的に、具体的な機関名や内容および認知症の段階に合わせた医療・介護サービスや支援の仕組み(認知症ケアパス)等が掲載されたガイドブックを作成し、適宜見直しを行うとともに、広く関係者や住民への効果的な周知を図ります。	認知症ケアパスを更新し、市内の医療機関、公的施設等に配置したり、訪問時に必要に応じて交付したほか、認知症サポーター養成講座にて受講者に交付した。	認知症ケアパスの記載事項を整理・更新し、印刷を行った。医療機関、介護事業所等に配布したほか、市民や認知症サポーター養成講座受講者等にも広く配布した。	B	認知症ケアパスの更新、配布を通して、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	青梅市地域包括支援センターの委託化に伴い、令和5年度に記載内容の変更が必要である。	現状維持
124	認知症の相談窓口の周知	高齢者支援課		認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	広報での周知に加え、スーパーや図書館、地域サロンでの出張もの忘れ相談会を実施し、相談窓口等の周知に加え、実際の相談対応を行った。	出張もの忘れ相談会の開催および実際の相談対応を通して、認知症相談窓口の周知を行った。	B	認知症相談窓口の周知を通して、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	出張もの忘れ相談会における相談者の秘匿性の確保や、気軽に相談できる雰囲気づくりなどに課題がある。	現状維持
125	認知症簡易チェックシステムによる啓発	高齢者支援課		認知症の早期発見や啓発のため、スマートフォンなどで気軽に認知症の簡易チェックができるシステムを推進します。	認知症チェックシステムを運用し、定期的に広報等で周知することで利用につながっている。	認知症チェックシステムの周知・利用促進を行うことで認知症の早期発見を支援した。	B	認知症の早期発見を支援することで、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	独居や高齢者のみ世帯等で電子機器を用いた認知症簡易チェックが困難な方への対応等に課題がある。	現状維持
126	本人発信支援に向けた基盤づくりへの取組【新規】	高齢者支援課		認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェや家族の会等に関係者・家族のみならず認知症の本人が参加できるような機会の提供を行い、本人発信ができるような環境・機会等をつくることを目指します。	総合相談およびもの忘れ相談会等における地域の高齢者や家族のニーズ把握、生活支援コーディネーター等との連携によるカフェ設置等に向けた情報収集を行った。	R4年10月より住民主体の認知症カフェが立ち上がり、現行のカフェと合わせて2か所で活動することが出来た。総合相談や事業所との連携し、認知症本人の発信の場の創出を検討した。	B	住民主体の認知症カフェの開設の支援や事業所と連携して認知症本人の発信の場の創出について話し合いを行い、普及啓発、本人発信の推進を行った。	B	本人発信の場についての周知や、当事者自身への働きかけに課題を感じている。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第4節 認知症施策の推進 / 基本施策 第1項 普及啓発・本人発信支援										
127	認知症の正しい知識と理解の普及・啓発	高齢者支援課		世界アルツハイマーデーおよび月間にちなんだパネル展や講演会等各種イベント等を開催し、認知症の普及・啓発を図ります。	認知症の理解を深めるため、世界アルツハイマー月間にあわせ、青梅市アルツハイマー週間を設定し、カフェ形式の相談会（うめカフェ）、認知症サポーター養成講座、認知症講演会を行った。	青梅市アルツハイマー週間に認知症に関するイベントを集中的に実施した。	B	認知症に関するイベントを集中的に実施することで、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	認知症講演会のテーマや講師の選定について課題がある。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第4節 認知症施策の推進 / 基本施策 第2項 認知症予防の推進											
128	認知症支援コーディネーター事業の推進	高齢者支援課		認知症の早期発見・対応に向けて専門職と連携し支援を行うため認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。	個別ケースへの訪問等により認知症の疑いがある人への相談他早期発見・早期診断につなげる支援を行った。 相談件数：延べ177件 訪問件数：延べ41件	認知症支援コーディネーターの配置により、個別ケース支援のバックアップ、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を行うことができた。また、各地域包括支援センターとも綿密な連携を行うことができた。	B	認知症コーディネーターを配置したことにより、認知症の早期発見、早期治療につなげ、認知症の重症化予防を推進した。	B	認知症コーディネーターの周知や、各包括支援センターとの連携が課題となっている。	拡充
129	認知症地域支援推進員の配置	高齢者支援課		地域における認知症の理解を推進するため、介護や認知症に関する専門知識をもつ認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。 認知症の人や家族等への相談支援、医療、介護の連携支援や研修会の開催、認知症カフェの推進等の取組等を行い、地域で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。	認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症に関する相談や相談窓口の周知のため、出張もの忘れ相談会を実施した。	認知症地域支援推進員の配置により、出張もの忘れ相談会をはじめ、各地域で認知症施策を展開した。	B	各地域で認知症施策を展開することにより、認知症予防を推進した。	B	認知症対応にかかる役割分担についての認識共有の充実化について課題がある。	現状維持
130	介護予防講演会（介護予防普及啓発事業）【再掲】	高齢者支援課		介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	介護予防、認知症予防等に関する講演会を2回開催した。 ・認知症講演会 「ご存じですか？お口の健康と認知症の関係」 参加者：19人 講師：井上一彦歯科医師 ・介護予防講演会 「人生100年時代、運動を楽しもう。運動を始めるのに遅すぎることはありません」 参加者：35名 講師：清野諭先生	毎年認知症と介護予防の講演会をそれぞれ1回ずつ、計2回行い、知識の普及啓発を行った。	B	地域で介護予防活動している方の参加によって、通いの場でも講演の内容が活かされ参加できなかった市民にも知識が波及した。	B	より一層具体性・実践的な知識を普及することが課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第4節 認知症施策の推進 / 基本施策 第2項 認知症予防の推進											
131	介護予防教室(介護予防普及啓発事業)【再掲】	高齢者支援課		介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	<p>介護予防教室を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿のび〜る教室 全10回×年2回 29人(男性参加者5人) 延べ220人 委託事業者:医療法人社団和風会 会場:沢井市民センター、大門市民センター ・脳イキイキ教室 全6回×年3回 55人(男性参加者10人) 延べ270人 委託事業者:医療法人社団和風会 会場:福祉センター、文化交流センター、長淵市民センター 	運動教室等を開催し、介護予防に関する知識や運動の普及啓発を図った。	B	自身のできる運動についての講義と実践を行ったことで、自立した介護予防運動の実践を促進することができた。	B	地域によっては参加者が少ない。また、女性に比べて男性の参加率が低いことが課題となっている。	拡充
132	高齢者の社会参加への取組【再掲】	高齢者支援課		生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。	生活支援コーディネーターが地域住民や関係機関と連携し各地域で第2層協議体107回開催した。延べ約1,250人の住民が参加し地域の支え合いや高齢者の社会参加について話し合いを行った。認知症地域推進員が地域や関係機関と連携し認知症カフェを2か所で定期的に開催し、当事者や本人の社会参加につなげた。介護予防リーダーを養成し、通いの場の拡大を図った。	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が介護予防教室やリーダー養成研修、認知症カフェなどに参加し、高齢者の社会参加につなげるための支援を実施した。	B	生活支援コーディネーターと認知症地域推進員が地域住民や関係機関と連携を図りながら、高齢者の社会参加の機会を検討、創出し生活支援の体制整備を推進した。	B	活動が拡大するにあたり、費用や場所の確保が課題になっている。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第4節 認知症施策の推進 / 基本施策 第3項 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援											
133	認知症カフェの普及	高齢者支援課		認知症地域支援推進員を中心に、生活支援コーディネーターや認知症疾患医療センター等と連携して認知症カフェを普及し、認知症本人や家族が集う活動を推進します。	認知症当事者と介護者等の集いの場としてカフェ形式の相談会(うめカフェ)を開催した。 実施回数:6回 参加人数:延べ71人	R4年10月より住民主体の認知症カフェが立ち上がり、現行のカフェと合わせて2か所で活動することが出来た	B	住民主体の認知症カフェが立ち上がり、認知症本人や家族が集う場を推進した。	B	認知症カフェの周知、開催場所や人員の確保、関係機関との連携が課題となっている。	拡充
134	認知症BPSDケアプログラム推進事業	高齢者支援課		介護サービス事業者等を対象に、認知症BPSDケアプログラム推進事業等を実施し、認知症ケアの質の向上のための取組を支援します。	「日本版BPSDケアプログラム」の普及促進のため、市内介護サービス事業者のうち希望のあった事業所を対象としてアドミニストレーター養成研修・フォローアップ研修を実施した。 参加延数:2事業所3人(Eラーニング形式) また、認知症ケアプログラムの導入を支援するため、申請のあった事業者に対し、初期経費の補助を行うが、令和4年度は交付申請がなかった。 補助金交付実績:0事業所 0円	日本版BPSDケアプログラムの普及啓発のため、アドミニストレーター養成研修、フォローアップ研修を実施し、地域の認知症ケアの質向上を図った。	B	地域の認知症ケアの質向上を図ることにより、認知症に係る医療・ケア・介護サービス・介護者への支援を行った。	B	認知症ケアプログラム導入初期にハードルが多く、広く普及につながっていない点が課題である。	現状維持
135	認知症初期集中支援チーム推進事業	高齢者支援課	基本目標3-1 施策2	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついておらず認知症または認知症の疑いがある高齢者を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	認知症またはその疑いのある方、家族を訪問し、早期に関わり診断・対応できるよう専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し支援を図った。 支援件数:1件	認知症またはその疑いのある方、家族を訪問し、早期に関わり、医療や介護につなげることができた。	B	認知症またはその疑いのある方、家族を訪問し、医療や介護につなげることができ、認知症の早期発見、重症化予防を推進した。	B	事業の周知や、対象者の選定や介入時期などについて課題がある。	拡充
136	徘徊高齢者家族支援サービス事業	高齢者支援課		徘徊高齢者を探索するための位置探索GPS機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。	貸与件数 17件(3月末時点) 利用延べ人数 198人	認知症により行方不明になるおそれのある方の家族にGPS機器を貸与し、家族の介護負担軽減を図った。	B	認知症の方の家族の介護負担軽減を図ることで、認知症に係る医療・ケア・介護サービス・介護者への支援を行った。	B	貸与者の中にはGPS機器の位置探索をほとんど行っていない者もあり、課題となっている。	現状維持
137	認知症疾患医療センター等との連携	高齢者支援課		受診困難等認知症の疑いがある高齢者を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。	都が指定する認知症疾患センターと連携をして、各種イベントや相談会を実施し、連携を深めた。地域の認知症の方の相談対応で民生委員やかかりつけ医との連携を深めた。	受診困難等認知症の疑いがある高齢者については、各包括や認知症初期支援集中チームで対応し、個別ケース対応で認知症疾患医療センターとの訪問などは実施しなかった。	C	認知症のイベントや相談会を認知症疾患医療センターと連携して実施し、認知症予防を推進した。	B	受診困難等認知症の疑いがある高齢者について、各包括支援センターと初期集中支援チームの連携が課題となっている。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第4節 認知症施策の推進 / 基本施策 第4項 認知症バリアフリーの推進、社会参加支援											
138	認知症サポーターの活動の場づくり【新規】	高齢者支援課		認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが、修了後にボランティア活動できるような場を提供し、認知症本人・家族への支援等、チームオレンジとしての活動ができることを目指します。	認知症サポーター養成講座修了生を対象に、より深い知識や対応方法を学ぶ機会として、ステップアップ講座を開催した。 参加人数 30人	認知症サポーター養成研修修了者を対象にステップアップ講座を開催し、参加者同士で認知症についての話し合いを行った。	B	認知症サポーター養成研修修了者を対象にステップアップ講座を開催し、より深い知識や対応を学び、認知症バリアフリーを推進した。	B	チームオレンジの活動に向けて、支援体制の構築に課題がある。	拡充
139	認知症本人の社会参加への取組【新規】	高齢者支援課		認知症カフェなど本人が気軽に参加できる場づくりを推進します。	生活支援コーディネーターが地域住民や関係機関と連携し各地域で第2層協議体107回開催した。延べ約1,250人の住民が参加し地域の支え合いや高齢者の社会参加について話し合いを行った。認知症地域推進員が地域や関係機関と連携し認知症カフェを2か所で定期的に開催し、当事者や本人の社会参加につなげた。介護予防リーダーを養成し、通いの場の拡大を図った。	認知症の人や家族等への相談支援や生活支援コーディネーター等関係機関との連携を通じて、地域で高齢者が参加しやすい場所の発掘や高齢者を見守る体制づくりについて検討を行った。	B	認知症地域推進員と生活支援コーディネーターが地域住民や関係機関と連携を図りながら、高齢者の社会参加の機会を検討、創出し生活支援の体制整備を推進した。	B	認知症コーディネーターの周知や、各包括支援センターとの連携が課題となっている。	拡充
140	徘徊・SOSネットワーク事業【再掲】	高齢者支援課		認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ICTを活用した捜索支援アプリの活用等に取り組みます。	令和4年度新規事業として、ICT機器を活用した見守りである青梅市高齢者見守り支援事業を開始した。	令和4年度新規事業として、ICT機器を活用した見守りである青梅市高齢者見守り支援事業を開始した。	B	ケアマネや行政機関等へ事業の周知を行うことで、ネットワークの充実が図られた。	B	行政機関（主に警察）が行方不明者を保護した場合、捜索支援アプリの使用に制限がある（QRコードが読み込み可能な機器がなく、私物を使用せざるを得ない）ことから、一部課題が残っている。	現状維持
141	消費者の見守り体制づくり【再掲】	市民安全課 高齢者支援課		高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	高齢者の消費者被害情報連絡会を予定したが、コロナ感染防止のため書面開催となった。	警察等と市関係機関が出席する高齢者の消費者被害情報連絡会を開催し、高齢者を取り巻くトラブルについて情報共有を図った。	B	高齢者の消費者被害やトラブルについて関係機関で情報を共有することによって被害の現状を把握し、被害の拡大を防止することができた。	B	認知症が疑われる消費者の相談がふえることが見込まれるため、消費者相談室との連携強化を図っていく。	関係機関で引き続き連携を密にし、さまざまなトラブルを未然に防いだり、トラブルに遭った際の迅速に対応できる体制づくりを行う。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち / 施策方針 第4節 認知症施策の推進 / 基本施策 第4項 認知症バリアフリーの推進、社会参加支援											
142	成年後見制度の活用支援【再掲】	福祉総務課		社会福祉協議会による成年後見制度や相談窓口の周知、後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)、成年後見制度推進機関運営委員会の開催、社会福祉協議会職員や市町村職員等に対する研修の受講を推進します。	成年後見制度の相談窓口については社会福祉協議会に委託している。社会福祉協議会では、チラシを作成し、包括支援センター、介護老人施設、金融機関に設置し、制度の周知に努めた。また、報酬費用の助成については、1件の申請に対して補助を行った。	青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。(契約件数20件)成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。(相談件数52件)福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。(相談件数5件)	B	青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。(契約件数20件)成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。(相談件数52件)福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。(相談件数5件)	B	関係機関への周知	社会福祉協議会等の関係機関と連携し、事業の推進を図っていく。
基本目標 第4章 高齢者が安心して介護を受けられるまち / 施策方針 第1節 介護保険事業の健全な運営 / 基本施策 第3項 介護サービスの適正な給付											
143	要介護認定の適正化	介護保険課		業務分析データや認定調査結果から、ばらつきのある項目について分析を行い、全国一律の基準にもとづく要介護認定が行えるように改善を図ります。	業務分析データの分析を行い、認定調査結果に大きなばらつきは見られなかった。認定調査員には、定期的に印刷物により、認定調査項目の定義の再確認を行った。	認定調査員に対し、認定調査員向けeラーニングを活用するなど、毎年研修を実施し、また、審査委員会に対し全体会や合議体長会議の場で認定状況等の情報提供を行った。その結果、調査項目等のばらつきの改善を図ることができた。	B	要介護認定の適正化を図ることにより、介護サービスの適正な給付につなげることができた。	B	認定申請件数の増加が見込まれるなか、認定調査結果等のばらつきが生じないようにする必要がある。	第8期計画中の取組を精査し、適宜見直しを検討していく。
144	ケアプランの点検	介護保険課		介護支援専門員が作成したケアプラン等を保険者である市の職員がともに確認することで、自立支援に資するケアマネジメントを協力して達成します。	1件実施した。その他、居宅介護支援事業所等の実地検査等で、ケアプラン291件の点検を実施した。	その他のケアプラン点検の実施により、市の職員の技量向上を図った。	B	自立支援に資するケアマネジメントの協働。	B	複数職員の専門的知識の向上が必要である。	第8期計画中の取組を精査し、適宜見直しを検討していく。
145	住宅改修等の点検	介護保険課		受給者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされるよう点検を行います。	申請書の内容や改修概要が不明確なものについて1件実施した。	新型コロナウイルスの影響で市民(高齢者)の自宅に調査に行くことが困難であった。	C	書面では判断できかねるケースや例外ケース等に訪問し点検を行うことで介護サービスの適正な給付につなげることができる。	D-1	現地点検を行うと施工が遅れる場合がある。	第8期計画中の取組を精査し、適宜見直しを検討していく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標 第4章 高齢者が安心して介護を受けられるまち / 施策方針 第1節 介護保険事業の健全な運営 / 基本施策 第3項 介護サービスの適正な給付											
146	縦覧点 検・医療 情報との 突合	介護保険課		(縦覧点検) 介護報酬の給付実績を 確認し、提供されたサー ビスの整合性、算定回 数・算定日数等の点検を 行います。誤りがある場 合は事業者に正しい請求 を行うよう促します。 (医療情報との突合) 介護給付情報と医療給 付情報を突合させ、医療 と介護の重複請求の排除 等を図ります。	毎月、国民健康保険団体連合会か らの医療情報との突合について確 認を行い、請求誤りを是正した。 縦覧点検：323件	保険者(市)確認分 (国保連合会処理委託 分以外)について、未 実施の項目を順次実施 した。	B	各事業所の請求を適正 な状態に保つべく、介 護保険制度上給付の条 件が限定されている項 目について、検査を行 うことができた。	B	当市においては被保険 者および対応件数が多 く、現在の職員体制で は全帳票へ対応するこ とが困難である。	第8期計画中の取組を 精査し、適宜見直しを 検討していく。
147	介護給付 費通知の 発送	介護保険課		介護サービス利用者 に、利用しているサー ビスの種類・費用・回数等 を通知し、利用者の給付 内容の把握と介護保険制 度の理解を図ります。	介護給付費通知を1回発送し、給 付内容を確認いただくことによ り、給付の適正化を図るととも に、制度理解を促進した。 ・10月発送(令和3年8月～令和 4年7月分) 送付件数：6,223通	通知内容・対象者等を 適宜見直ししながら、効 果的な通知となるよう レイアウトを見直し、 従来の普通郵便から圧 着はがきの形態を採っ た。	B	利用者が自身の給付内 容について把握するた め、必要な情報の提供 を行うことができた。	B	特に無し	第8期計画中の取組を 精査し、適宜見直しを 検討していく。
148	給付実績 の活用	介護保険課		給付実績を活用して、 不適切な給付や事業者を 発見し、適正なサービス 提供と介護費用の効率 化、事業者の指導育成を 図ります。	居宅介護支援事業所10か所および 地域密着型サービス事業所9か所 の実地指導において、適正なサー ビス提供が行われているか確認を 行った。	実地指導において、居 宅介護支援事業所で42 件分、地域密着型サー ビス事業所で42件分の 利用者について、給付 実績情報を活用し、検 査を行った。	B	国保連合会から送付さ れる給付実績情報等を 活用し、不適正な給付 が行われている可能性 のある利用者を抽出・ 検査することができ た。	B	実地指導と給付適正化 の担当課が別であるこ とから、意識の共有・ 連携のレベルを上げる 必要がある。	第8期計画中の取組を 精査し、適宜見直しを 検討していく。